

大津市配偶者からの暴力の防止及び
被害者の保護等に関する基本計画
(案)

令和6（2024）年度～令和10（2028）年度

大 津 市

目 次

1	計画の策定にあたって	1
(1)	計画策定の背景と趣旨	1
(2)	計画の位置づけ	2
(3)	計画期間	2
2	DVに関する現状と課題	3
(1)	DV・デートDVの定義について	3
(2)	DV・デートDVに関する認知度、被害経験等について	4
(3)	児童虐待との関連性や家庭内に生じる影響について	16
(4)	DVやデートDVに対する取組について	18
(5)	DVに関する相談等の状況について	20
(6)	DV・デートDVに関する課題について	26
3	基本理念・基本的視点・基本目標	32
(1)	基本理念	32
(2)	基本的視点	32
(3)	基本目標	32
4	施策体系	33
(1)	基本目標1 DVの防止に向けた啓発の充実	34
(2)	基本目標2 相談体制の充実	37
(3)	基本目標3 被害者等の安全確保	41
(4)	基本目標4 自立支援対策の充実	44
(5)	基本目標5 推進体制の整備	47
5	計画の推進	51
6	資料	52
(1)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	52
(2)	大津市男女共同参画推進条例	67
(3)	大津市男女共同参画審議会の組織及び運営に関する規則	71
(4)	大津市男女共同参画推進委員会設置規則	73
(5)	計画の策定経緯	(策定時に記載します。)

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

配偶者¹からの暴力²（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者³のみならず、養育する子ども等にも、深刻な影響を及ぼすものと考えられています。

平成13年4月に、国において、DVの防止および被害者の保護を図ることを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、DV防止法という。）が制定されました。また、平成16年にDV防止法に基づく施策に関して、市町村基本計画の指針となる「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下、基本方針という。）が定められました。

その後、DVの特性、昨今の社会情勢等を鑑み、配偶者からの暴力のほか、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も含めること、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力に対する被害者の保護対策の強化を図ること等から、これまで複数回にわたり、法改正が行われてきたところであり、令和6年4月から、保護命令⁴制度の拡充、保護命令違反の厳罰化などについて定められた改正DV防止法が施行されます。

県においても、「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」（以下、滋賀県基本計画という。）が策定されており、DVの防止と被害者の適切な保護および自立支援等に係る総合的な施策の展開を図っています。

こうした中、本市においても、国が掲げる基本方針に即し、滋賀県基本計画を勘案する中で、平成31年3月に「大津市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次）」（以下、DV基本計画）を策定し、DVに関する周知啓発、相談支援、被害者の安全確保、自立に向けた支援に関する施策を推進してきたところです。

今回、DV基本計画の期間が令和6年3月をもって満了を迎えることから、今後も引き続き関係所属、関係機関が連携し、総合的かつ一体的に施策を推進していくため、本計画を策定しました。

¹ 【配偶者】

DV防止法第1条第3項に定める「配偶者」をいいます。婚姻の届出をした夫婦の一方だけでなく、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（いわゆる事実婚）も含まれます。

² 【配偶者からの暴力】

DV防止法第1条第1項に定める「配偶者からの暴力」をいいます。

「配偶者」からの暴力だけでなく、「元々婚姻関係にあり、その後婚姻を解消した者」、「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあり、その後事実上離婚したと同様の事情にある者」からの暴力も含まれます。

³ 【被害者】

配偶者や同棲交際相手からの暴力により身体的または精神的な苦痛を受けている人をいいます。

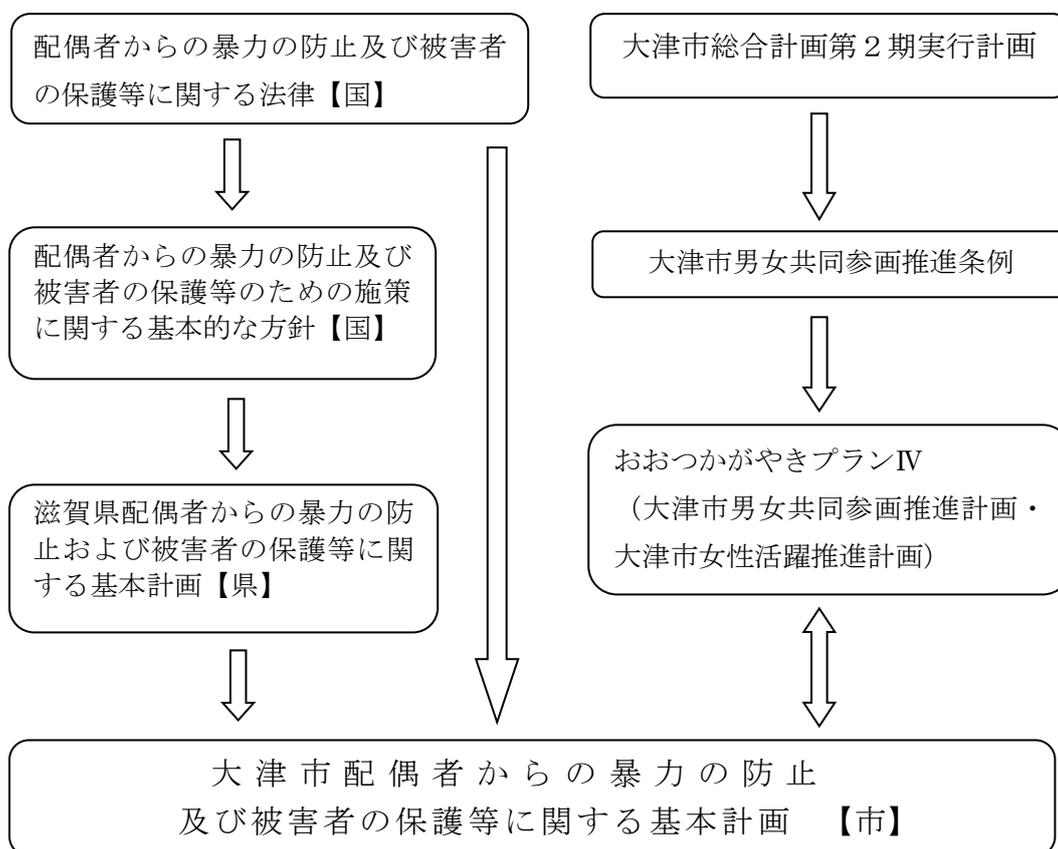
⁴ 【保護命令】

被害者が配偶者からの更なる身体及び精神に対する暴力により、その生命または身体に重大な危害を受けるおそれ大きい時に、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者（事実婚相手および元配偶者を含む）に対し発する命令で、「被害者及び親族等への接近禁止命令」、「電話等禁止命令」、「住居からの退去命令」などがあります。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画です。

また、本市の「おおつかがやきプランⅣ（大津市男女共同参画推進計画・大津市女性活躍推進計画）が本計画の上位計画に当たります。



(3) 計画期間

令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

ただし、計画期間内であっても、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じ、計画を見直すこととします。

2 DVに関する現状と課題

市民のDVに関する意識や状況については、令和4年度に実施した「DV基本計画策定に係る市民意識調査」に基づきまとめました。また、令和2年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」の結果についても併せて記載しています。

(1) DV・デートDVの定義について

① DVとは

ドメスティック・バイオレンスの略であり、家庭内暴力を指します。具体的には、配偶者、元配偶者、婚姻していないが生活の本拠を共にするパートナーからの、生命又は身体に危害を及ぼす不法な攻撃、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

② デートDVとは

婚姻しておらず、かつ生活の本拠を共にしていない交際相手からの、生命又は身体に危害を及ぼす不法な攻撃、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

なお、デートDVについては、DV防止法の適用を受けるものではないものの、国において、非同棲交際相手からの暴力をデートDVと位置づけられており、DV同様重大な人権侵害であるとされ、若年層に対する教育、予防啓発の取組が求められています。

(主な具体例)

- ①殴る、蹴る、髪をひっぱる、物を投げつける、首を絞めるなどの身体的暴力
- ②無視する、脅す、怒鳴る、人格を否定する言動、大切なものを壊す・捨てる、体型や容姿をけなすなどの精神的暴力
- ③性行為を強要する、避妊に協力しない、ポルノを無理やり見せる、嫌がっているのに体を触るなどの性的暴力
- ④生活費を渡さない、借りたお金を返さない、お金を取り上げるなどの経済的暴力
- ⑤実家や友人との付き合いを制限する、人間関係や行動を監視する、無理やり服装や髪形を決めるなどの社会的暴力

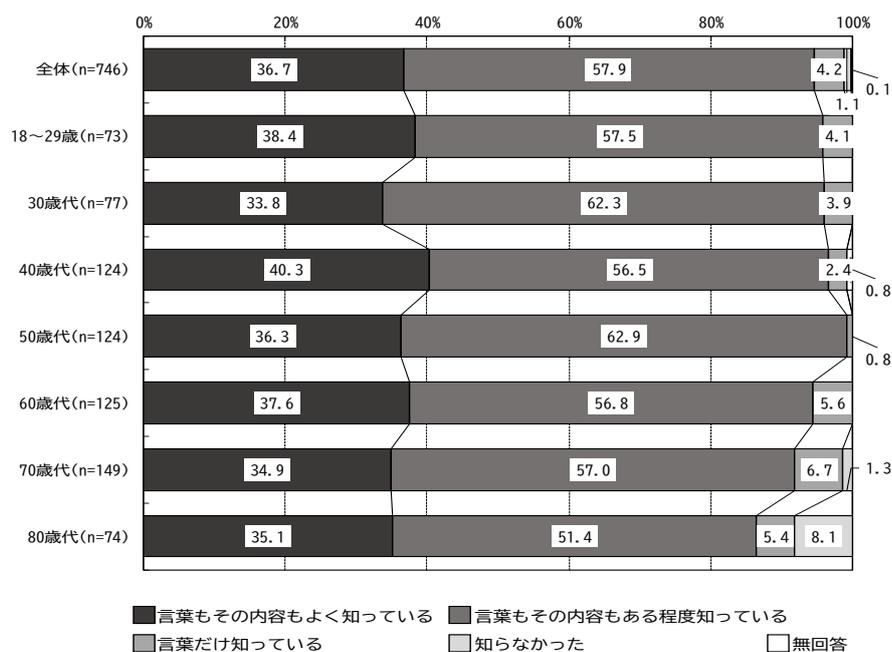
(2) DV・デートDVに関する認知度、被害経験等について

① DV・デートDVに関する認知度について

令和4年度の市の調査では、DVについて「言葉もその内容もよく知っている」又は「言葉もその内容もある程度知っている」と回答した人の割合は、全体で見ると90%を超えており、平成26年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では66%、令和元年度に実施した同調査では82.2%であったことから、認知度は大きく上がっています。

デートDVについては、「言葉もその内容もよく知っている」又は「言葉もその内容もある程度知っている」と回答した人の割合は、全体で見ると42.9%であり、平成26年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では29%、令和元年度に実施した同調査では37.9%であったことから、認知度は上がっているものの、DVと比較すると、その割合は半分以下となっています。

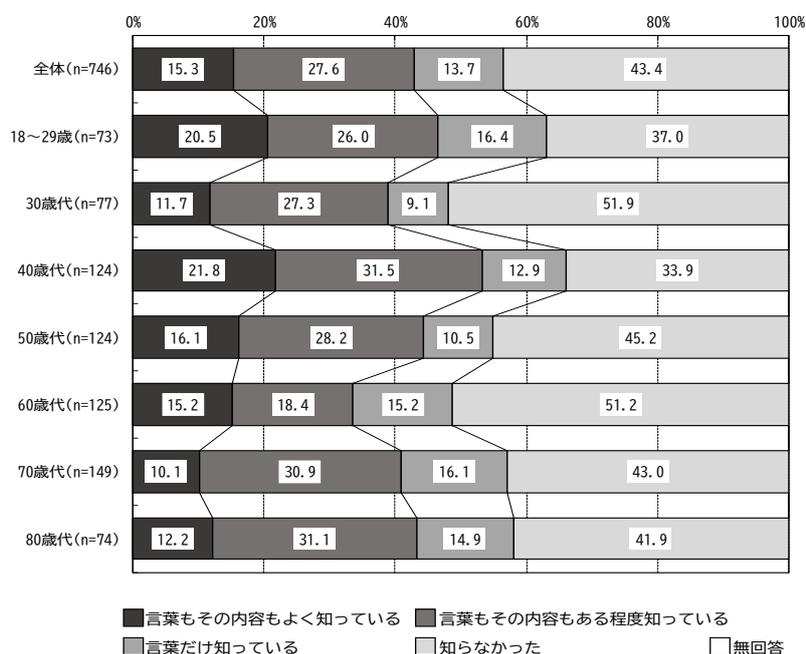
DVの認知度（年代別）



DVの認知度（比較）

平成26年度	令和元年度	令和4年度
66.0%	82.2%	94.6%

デートDVの認知度（年代別）



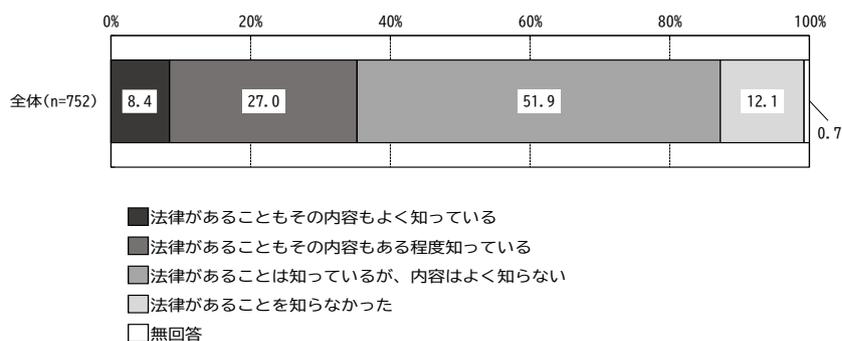
デートDVの認知度（比較）

平成26年度	令和元年度	令和4年度
29.0%	37.9%	42.9%

② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の認知度について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」について、「法律があることもその内容もよく知っている」又は「法律があることもその内容もある程度知っている」と回答した人の割合は全体で見ると 35.4%、「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」と回答した人は 51.9%となっています。また、「法律があることを知らなかった」と 12.1%の人が回答しています。

DV防止法の認知度



(参考) 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和2年度)結果

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の認知度について

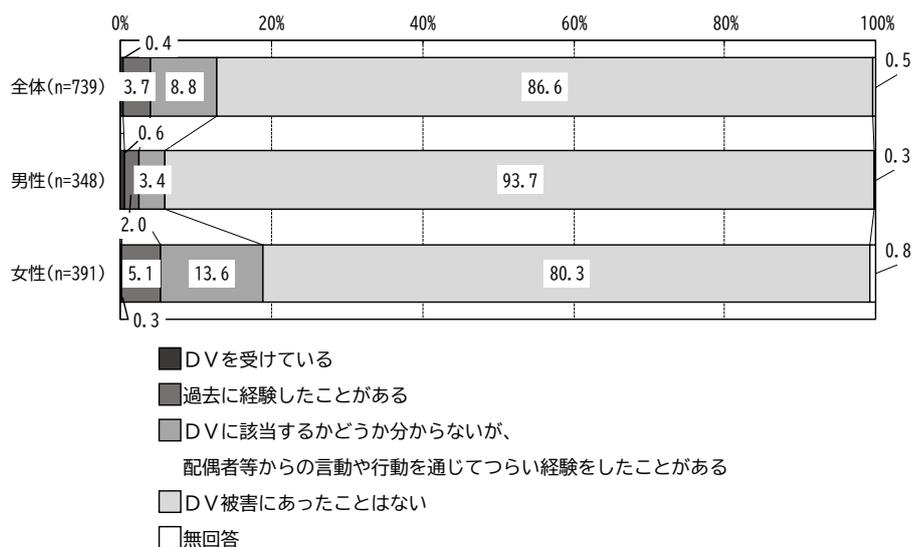
「法律があることも、その内容も知っている」・・・20%

「法律があることは知っているが内容はよく知らない」・・・67.7%

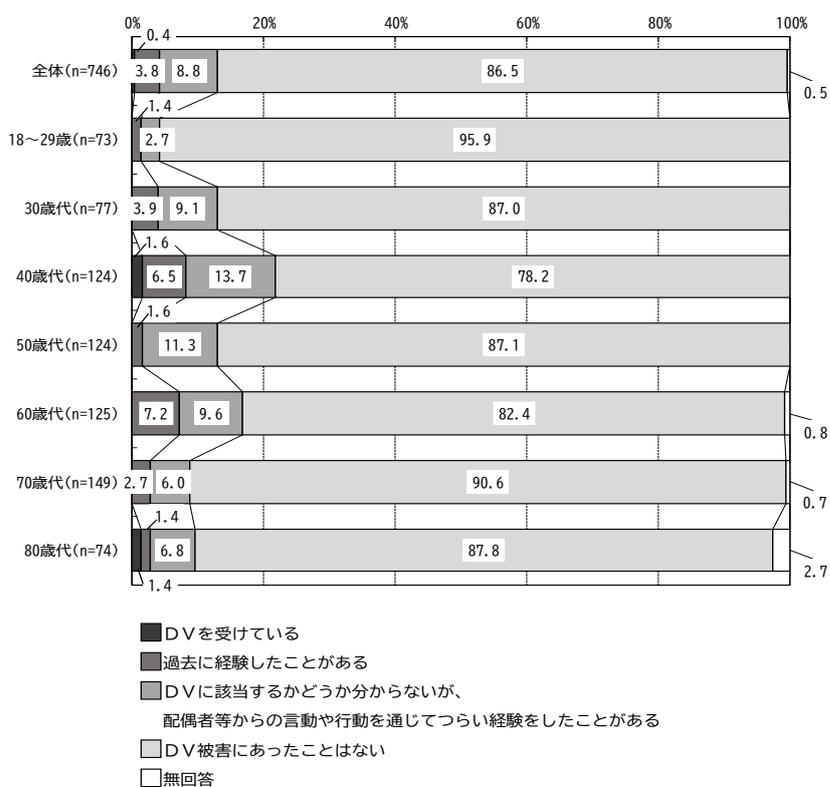
③ DVの被害経験について

DV被害の経験について、経験したことがあると回答した人は約4%となっています。平成26年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では6.2%、令和元年度に実施した同調査では8.3%であったことから、割合としては微減していますが、DVの自覚はないものの、配偶者等からの言動や行動を通じてつらい経験をしたことがあると回答した人は女性で13.6%、男性で3.4%を占めています。年代別に見ると、女性、男性ともに40歳代から60歳代が高くなっています。

DV被害の経験(性別)



DV被害の経験（年代別）



DV被害の経験（比較）

平成26年度	令和元年度	令和4年度
6.2%	8.3%	4.1%

（参考）内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和2年度）結果

配偶者からの暴力の被害経験について

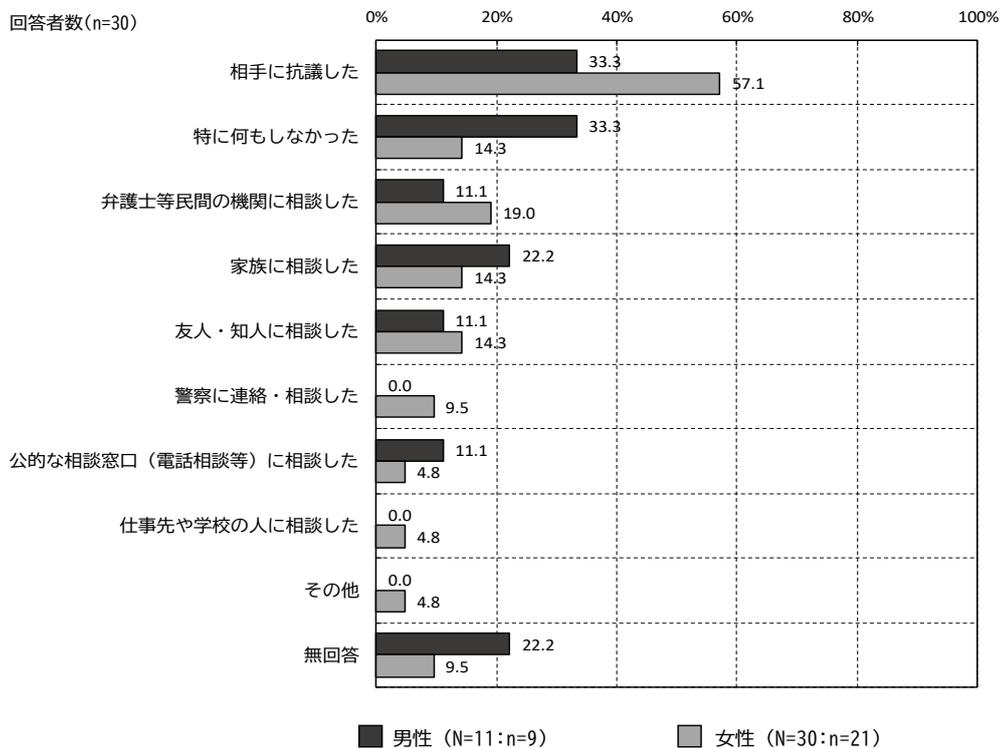
「何度もあった」・・・10.3%（女性）、4%（男性）

「1、2度あった」・・・15.6%（女性）、14.4%（男性）

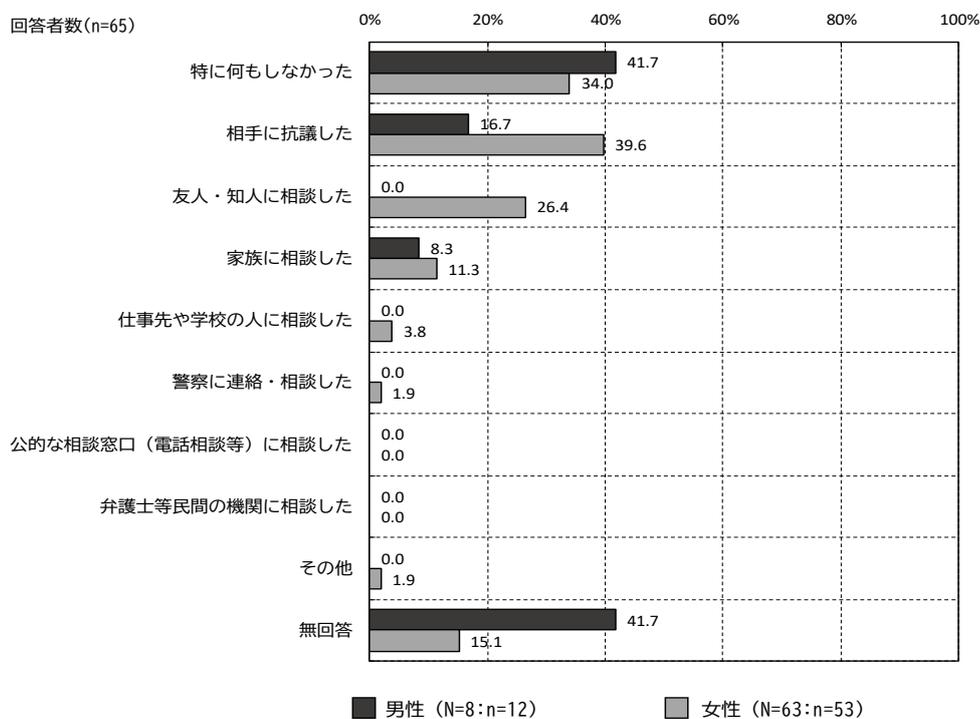
④ DV被害にあった時の対応について

DVを自覚している人、自覚はないがつらい経験をしている人、ともに「相手に抗議した」と回答した人の割合が高いものの、一方でDVを自覚している人の中で「特に何もしなかった」と回答した人の割合は、男性で33.3%、女性で14.3%となっており、DVを自覚していないが、つらい経験をしている人の中で「特に何もしなかった」と回答した人の割合は、男性で41.7%、女性で34.0%を占めています。

DV被害への対応（DVを自覚している人）



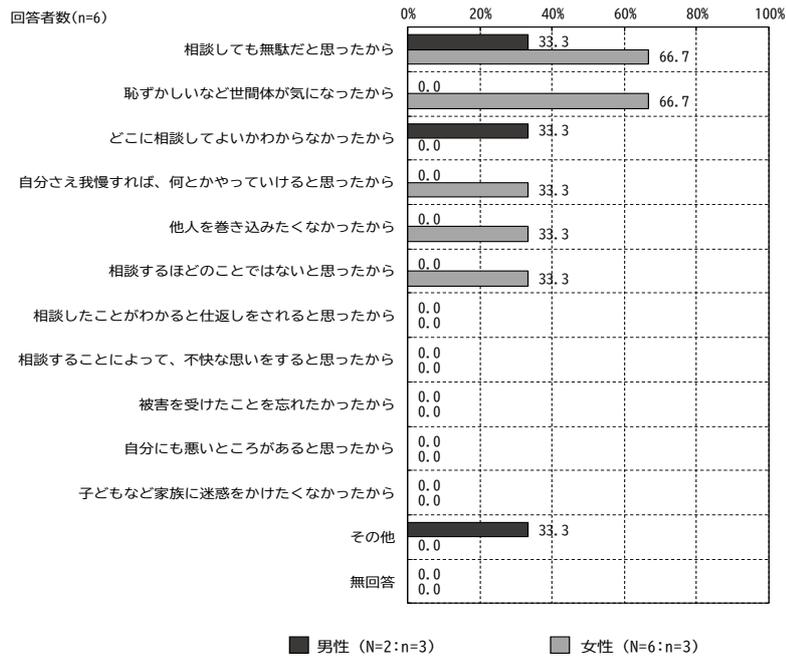
DV被害への対応（DVの自覚はないが、つらい経験をしている人）



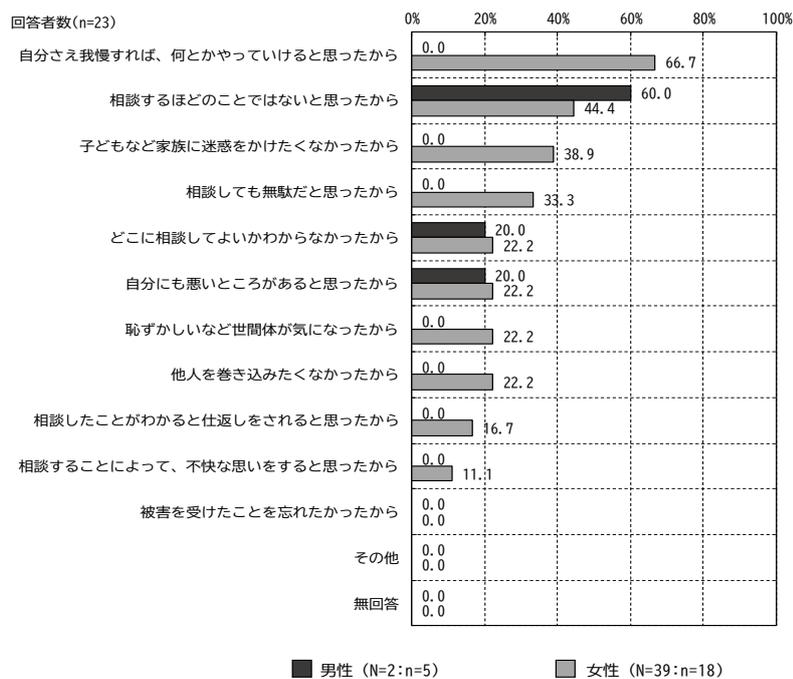
⑤ DV被害に対して特に何もしなかった理由について

DV被害にあった時の対応について、「特に何もしなかった」理由については、「相談しても無駄だと思ったから」、「恥ずかしいなど世間体が気になったから」、「自分さえ我慢すれば何とかやっていけると思ったから」と回答した人の割合が高くなっています。

DV被害に対して特に何もしなかった理由（DVを自覚している人）



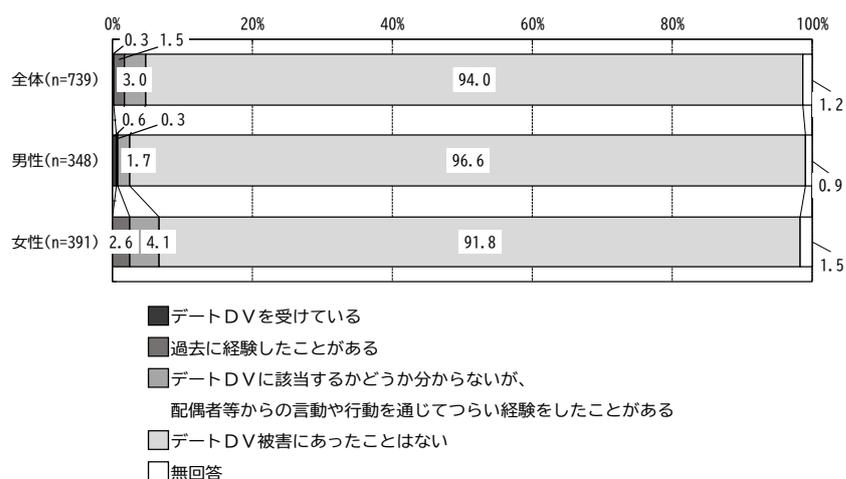
DV被害に対して特に何もしなかった理由（DVの自覚はないが、つらい経験をしている人）



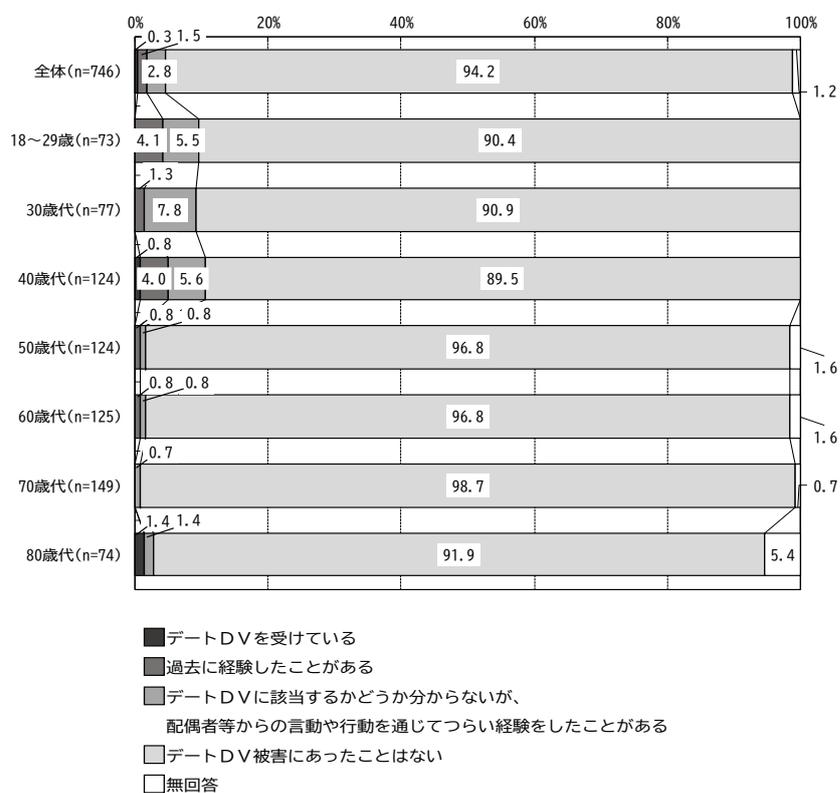
⑥ デートDVの被害経験について

デートDV被害の経験について、デートDVを経験したことがあると回答した人は約1.8%となっています。また、デートDVの自覚はないものの、相手からの言動や行動を通じてつらい経験をしたことがあると回答した人は女性で4.1%、男性で1.7%を占めており、被害経験について年代別に見ると、女性、男性ともにDVと比較して若年層が高くなっています。

デートDV被害の経験（性別）



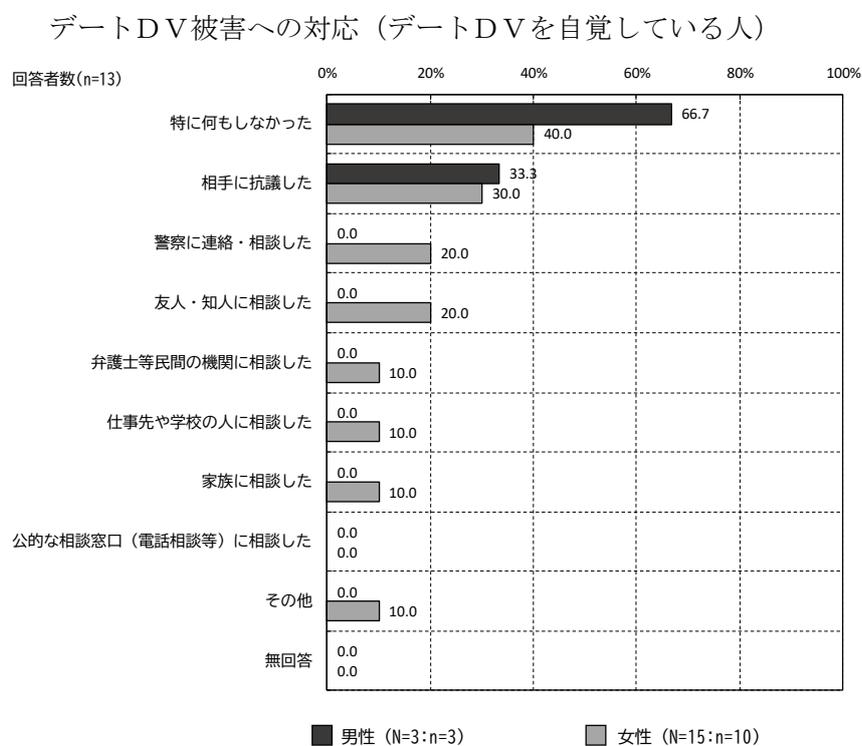
デートDV被害の経験（年代別）



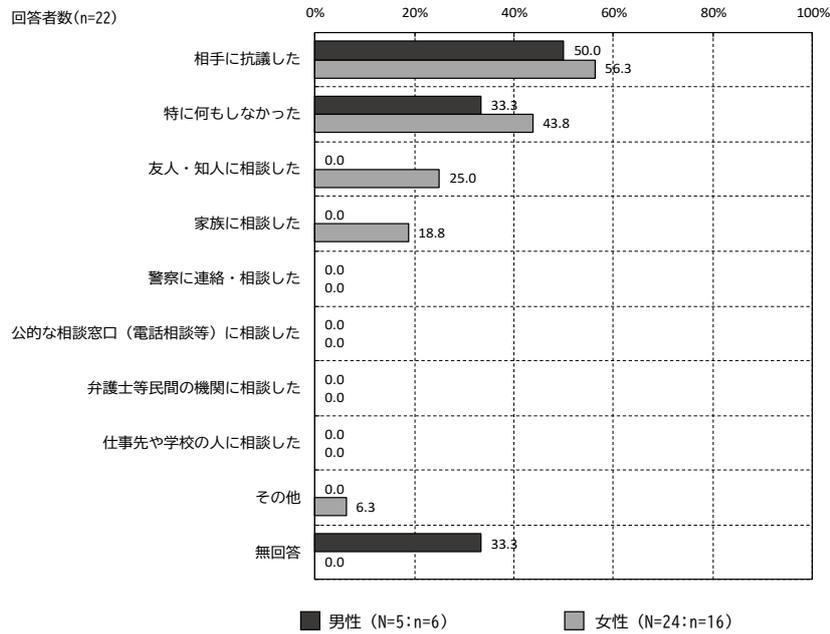
(参考) 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和2年度)結果
 交際相手からの暴力の被害経験の有無について
 (交際相手がいた(いる)という人のみ回答 ※ただし同棲経験を問わない。)
 「あった」・・・ 16.7% (女性)、8.1% (男性)

⑦ デートDV被害にあった時の対応について

デートDVを自覚している人、自覚はないが辛い経験をしている人、ともにDVと同じく「相手に抗議した」と回答した人の割合が高くなっていますが、一方で「特に何もしなかった」と回答した人の割合も高くなっています。



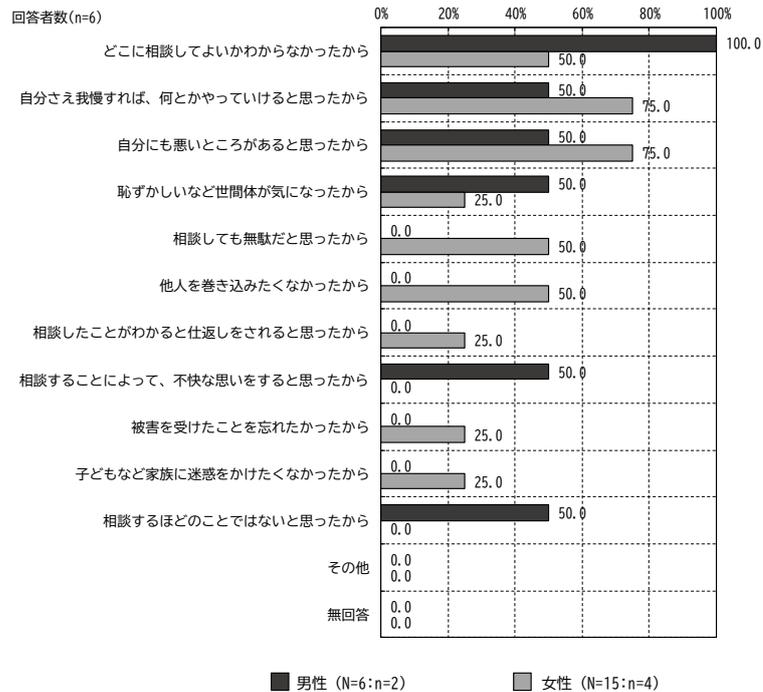
デートDV被害への対応（デートDVの自覚はないが、つらい経験をしている人）



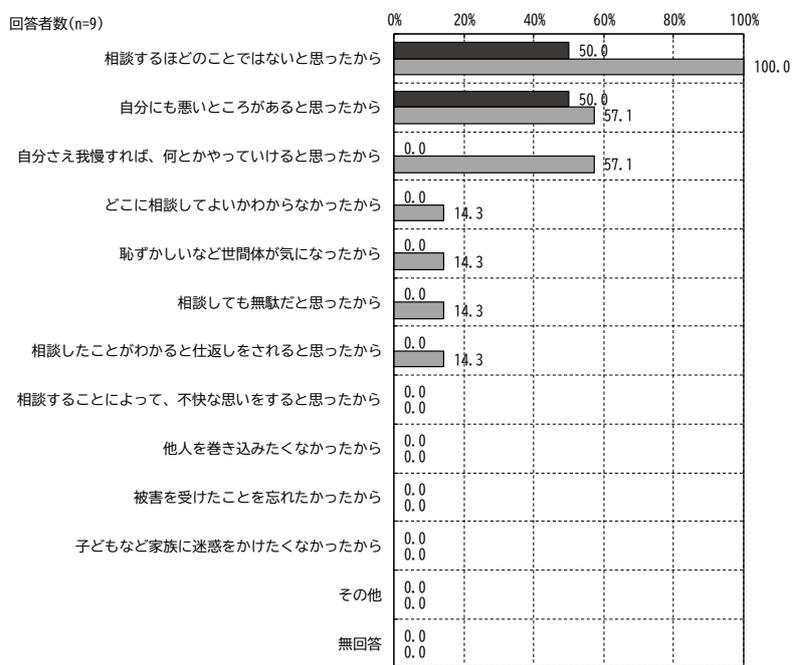
⑧ デートDV被害に対して特に何もしなかった理由について

デートDV被害にあった時の対応について、「特に何もしなかった」理由については、「どこに相談してよいかわからなかったから」、「自分にも悪いところがあると思ったから」、「相談するほどのことではないと思ったから」などが比較的高い割合となっています。

デートDV被害に対して特に何もしなかった理由（デートDVを自覚している人）



デートDV被害に対して特に何もしなかった理由
 (デートDVの自覚はないが、つらい経験をしている人)



■ 男性 (N=1:n=2)

■ 女性 (N=12:n=7)

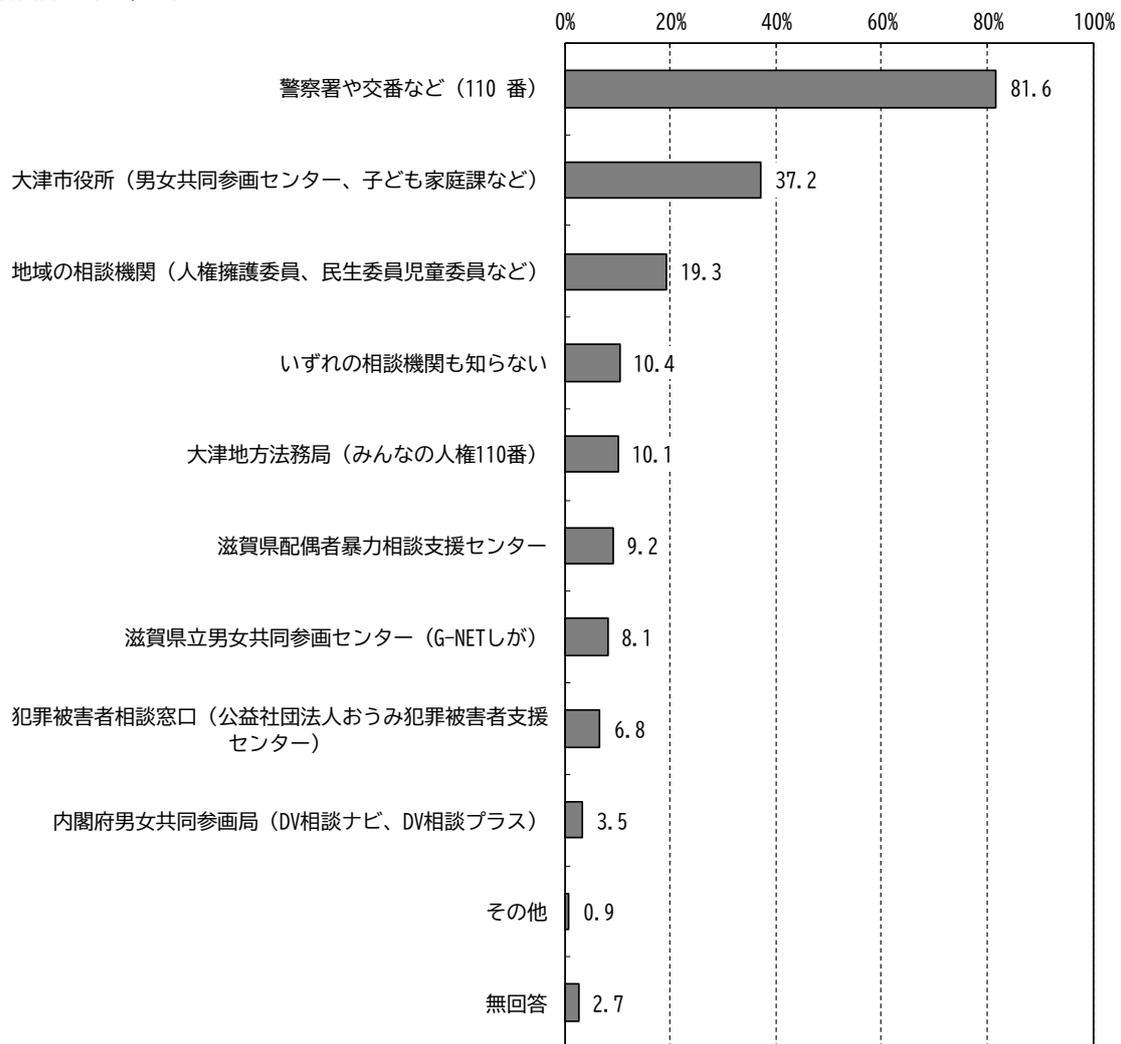
⑨ 相談機関の認知度について

相談機関の認知度について、「警察署や交番など（110番）」が最も高く、81.6%となっています。次いで、「大津市役所（男女共同参画センター、子ども家庭課など）」で37.2%となっています。また、「滋賀県配偶者暴力相談支援センター⁵」の認知度は9.2%、「滋賀県立男女共同参画センター（G-NETしが）」は8.1%となっています。

一方で、「いずれの相談機関も知らない」と回答した人は10.4%となっています。

相談機関の認知度

回答者数 (n=752)
総回答数 (N=1,407)



⁵ 【配偶者暴力相談支援センター】

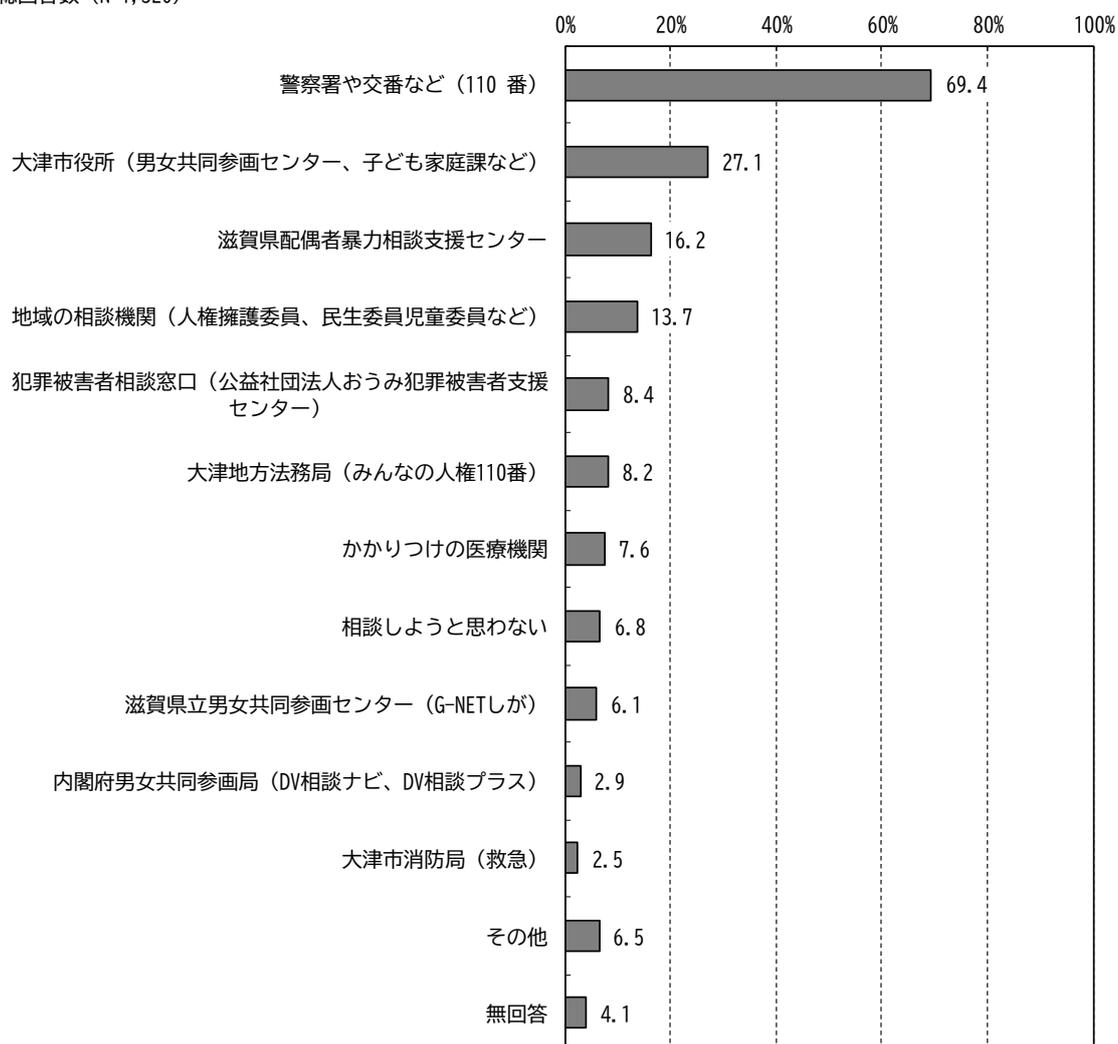
DV防止法第3条により、相談、医学的・心理的指導、情報提供、関係機関との連絡調整等を行う機関です。

⑩ 被害にあった時の相談先について

DVやデートDVの被害にあった際、どこに相談しようと思うか尋ねたところ、「警察署や交番など（110番）」が最も高く、69.4%となっており、次いで、「大津市役所（男女共同参画センター、子ども家庭課など）」が27.1%となっています。一方で、「相談しようと思わない」と回答した人は6.8%となっています。

DV、デートDV被害の相談相手

回答者数 (n=752)
総回答数 (N=1,320)



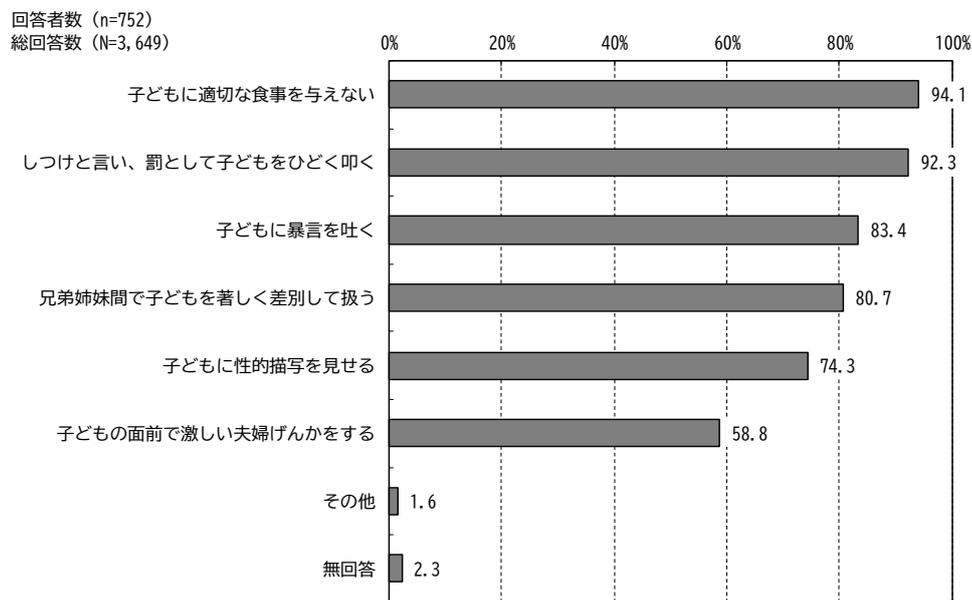
(3) 児童虐待との関連性や家庭内に生じる影響について

① 児童虐待に関する理解について

児童虐待⁶であると感じる行為について尋ねたところ、「子どもに適切な食事を与えない」、「しつけと言いつつ、罰として子どもをひどく叩く」といった、ネグレクト（育児放棄）や身体的虐待に関する選択肢を選んだ人の割合は90%を超えています。

一方で「子どもの前で激しい夫婦げんかをする」といった心理的虐待に関する回答をした人は58.8%であり、比較的低い結果となっています。

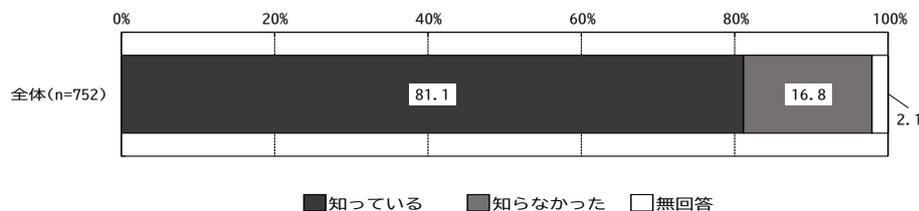
児童虐待の理解について



② 心理的虐待について

子どもの前でDVを行うことは心理的虐待にあたることについて尋ねたところ、「知っている」と回答した人は81.1%となっています。

心理的虐待について



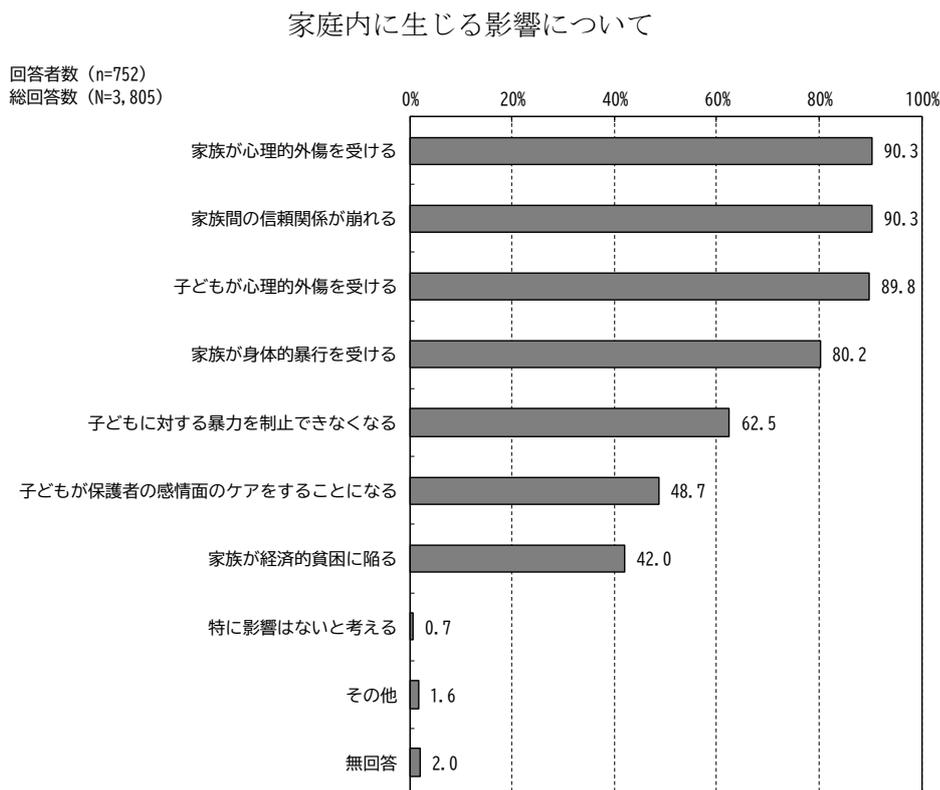
⁶ 【児童虐待】

保護者（親権を行う人、未成年後見人その他の人で、子どもを現に監護する人をいいます。）がその監護する18歳未満の子どもに対して行う身体的暴行、性的暴行、著しい心的外傷を与える言動及び保護者としての監護を著しく怠る行為等をいいます。

③ DVによって生じる家庭内への影響について

「家族が心理的外傷を受ける」、「家族間の信頼関係が崩れる」、「子どもが心理的外傷を受ける」といった心理面への影響に関する回答が約90%となっています。

一方で子どもに対する暴力や子どもがケアを担うことに関する回答は比較的低くなっています。

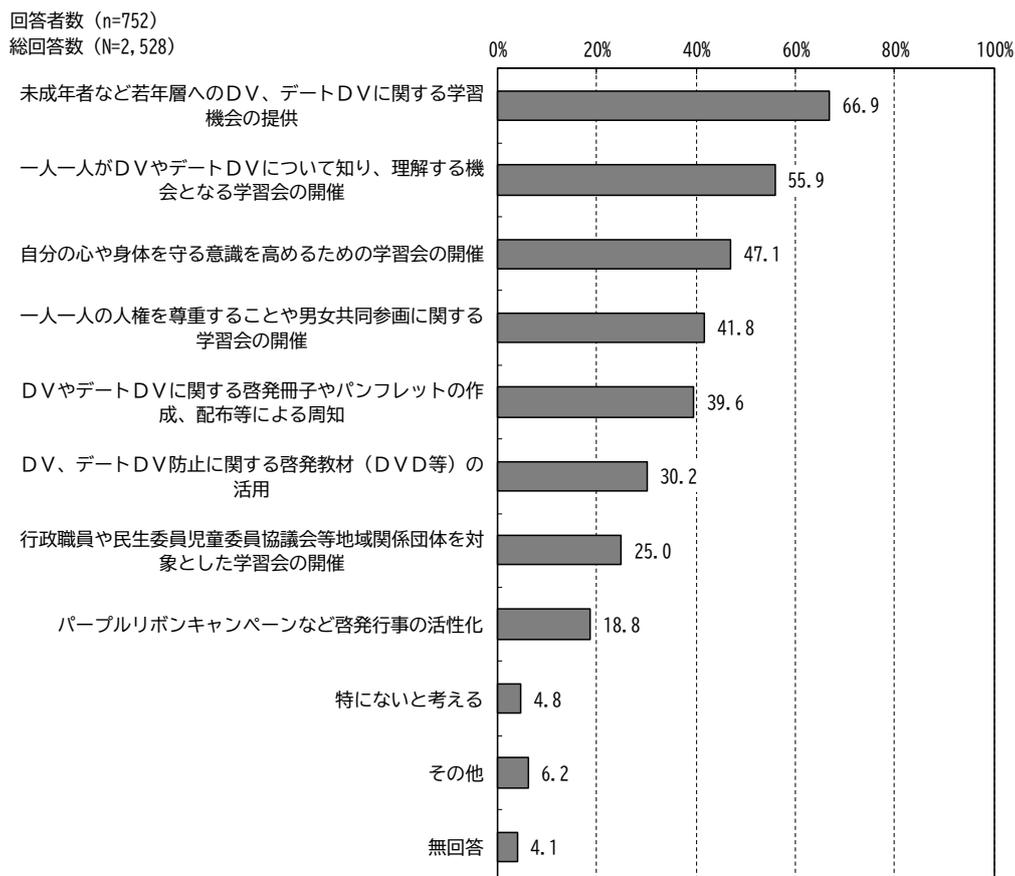


(4) DVやデートDVに対する取組について

① DV、デートDVを生み出さない（未然防止）に対する有効な取組について

DVやデートDVに関する学習機会の提供に関する回答が多く、取り分け若年層を対象とした取組が必要と回答した人の割合が66.9%と最も高くなっています。

DV、デートDVの防止に対する有効な取組



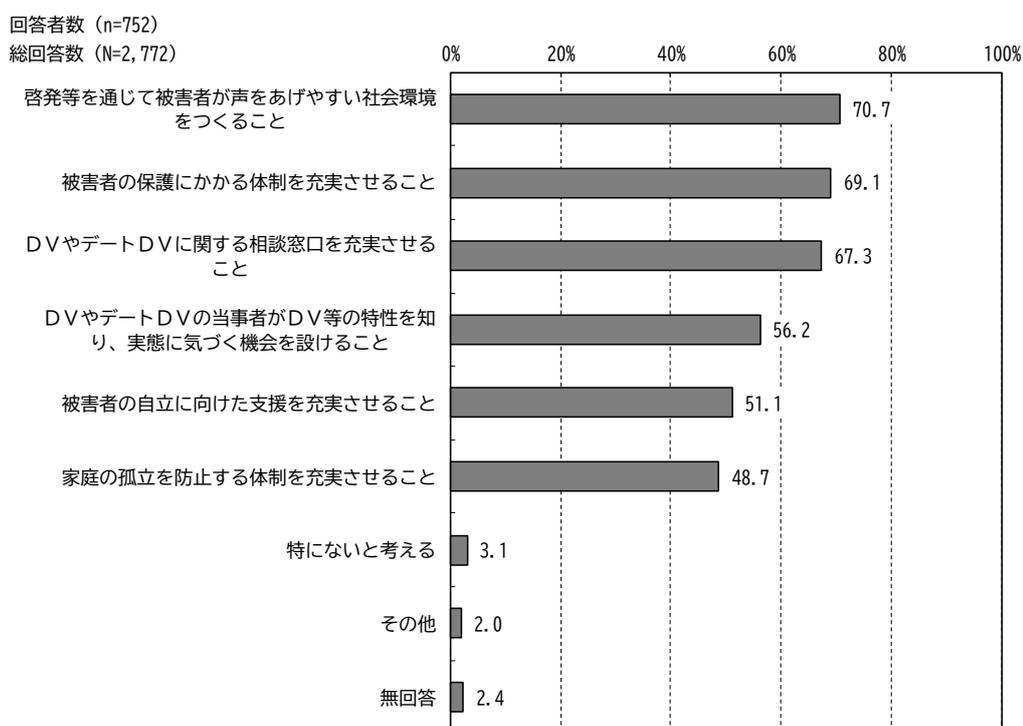
(注) パープルリボンキャンペーンとは・・・

女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなみ、パープル・ライトアップなど各地で様々な啓発行事が催されています。また、国の男女共同参画推進本部により、国際連合が定める「女性に対する暴力撤廃国際日（11月25日）」を踏まえ、毎年11月12日から25日までの2週間は、女性に対する暴力をなくす運動期間と定められています。

② DV、デートDV被害者への支援に対する有効な取組について

「啓発等を通じて被害者が声をあげやすい社会環境をつくること」が最も高く70.7%、となっており、次いで、「被害者の保護にかかる体制を充実させること」が69.1%となっています。

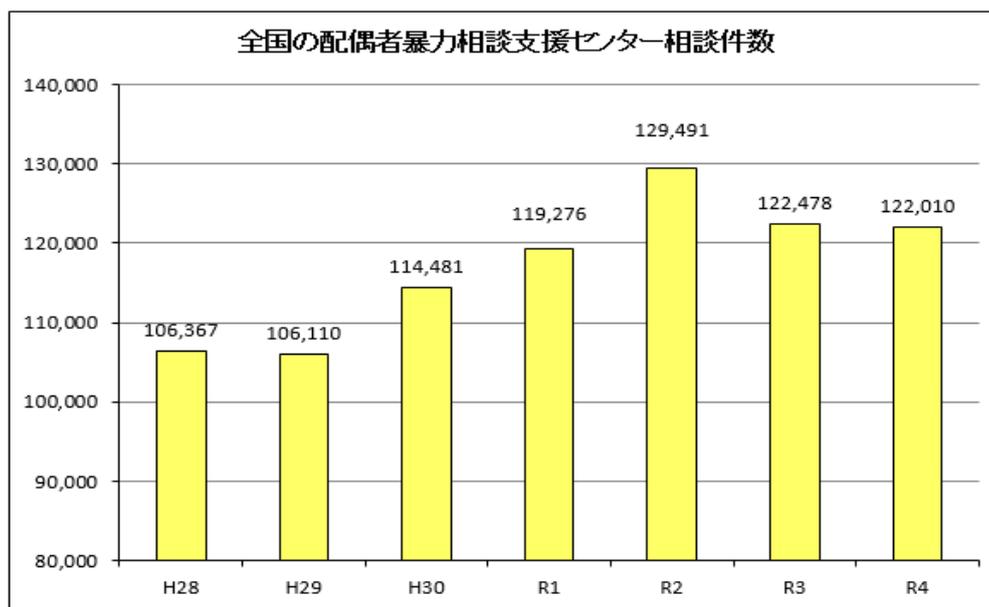
DV、デートDVの支援に対する有効な取組



(5) DVに関する相談等の状況について

① 全国の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移

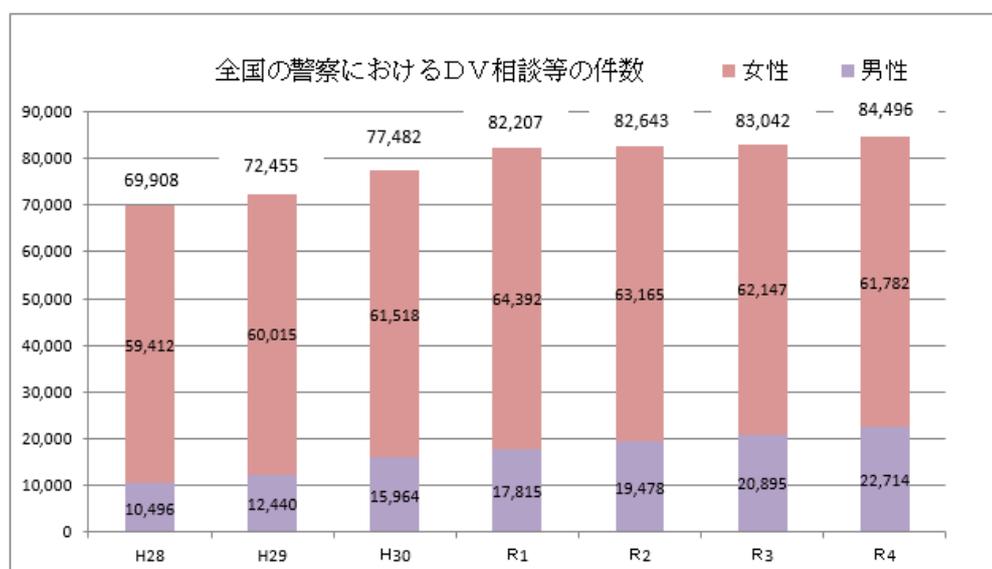
令和5年版男女共同参画白書によると、全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、令和2年度に過去最高となり、高水準で推移しています。



(内閣府 令和5年版男女共同参画白書より)

② 全国の警察署における相談件数の推移

全国の警察における相談等の件数は、年々増加傾向にあり、令和4年は全体で84,496件となっており、DV防止法施行後最多となっています。また、男性からの相談件数が増加しており、毎年過去最多を更新しています。

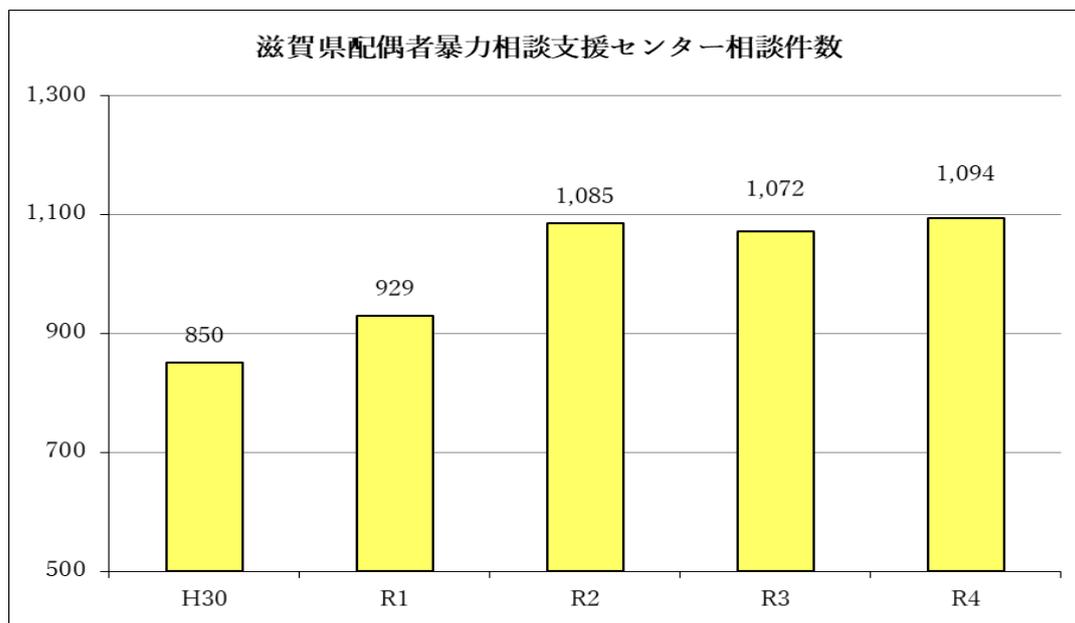


(警察庁 令和4年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等への対応状況より)

③ 滋賀県の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移

県では平成14年から県内3か所に配偶者暴力相談支援センターを設置し、DVに関する相談を行っています。

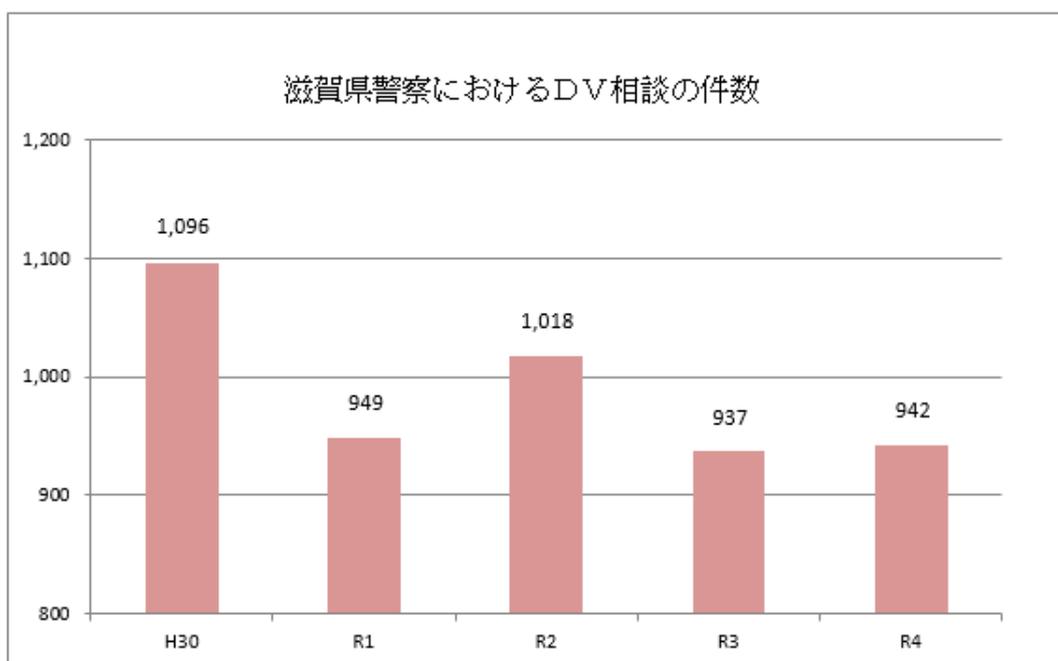
滋賀県配偶者暴力相談支援センターの相談件数は、令和4年は1,094件で、過去最多となっています。概ね女性が97%~98%、男性が2%~3%の割合で推移しています。



(滋賀県子ども・青少年局調査より)

④ 滋賀県の警察署における相談件数の推移

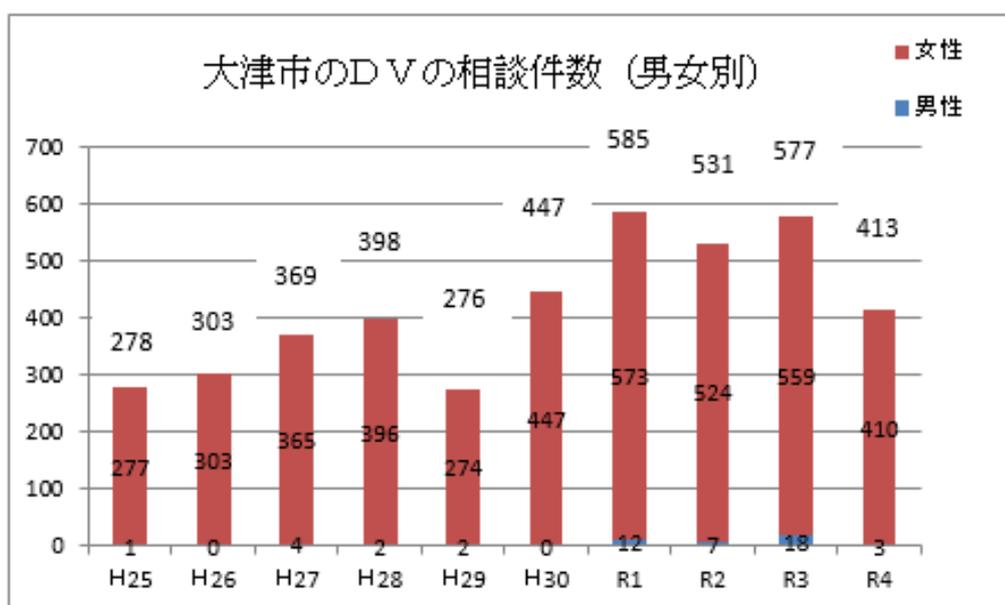
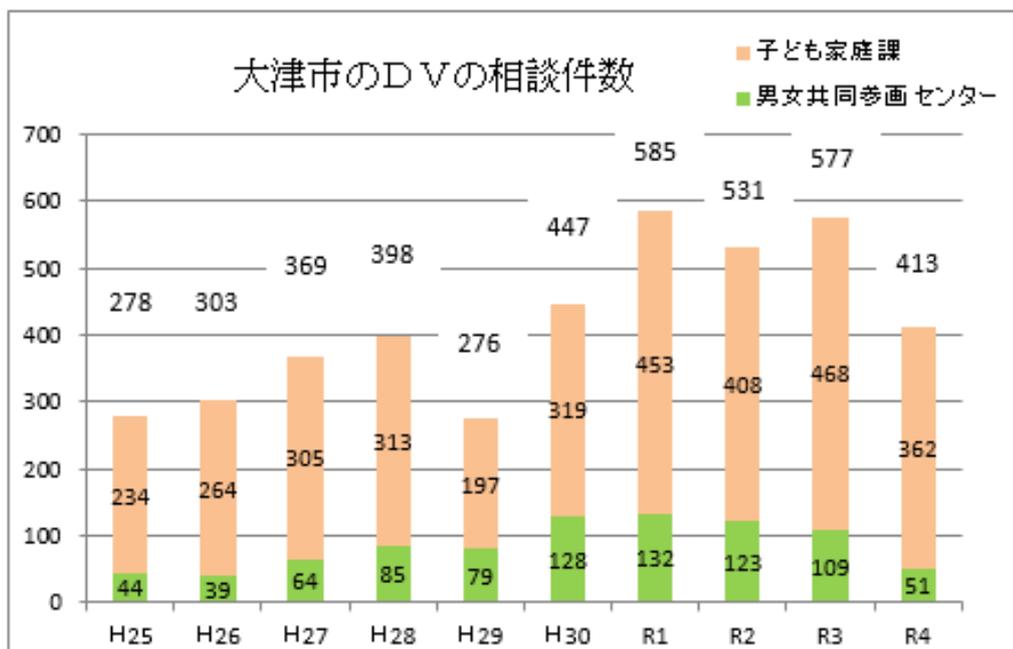
県内の警察署における相談件数は概ね横ばいで推移しています。



(滋賀県警察調査より)

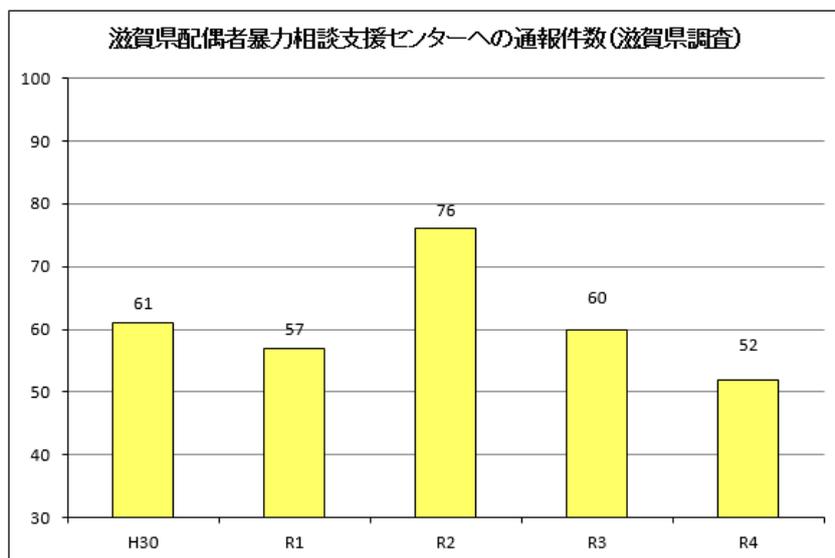
⑤ 大津市のDV相談件数の推移

本市では、子ども家庭課及び男女共同参画センターにDVに関する相談窓口があり、電話相談や面接相談を行っています。市の相談件数についても、令和4年度は減少したものの、ここ数年の傾向を見ると増加傾向にあります。



⑥ 滋賀県の配偶者暴力相談支援センターへの通報件数の推移

DV防止法第6条第1項では、「配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。」としています。件数は概ね50件から70件で推移しています。

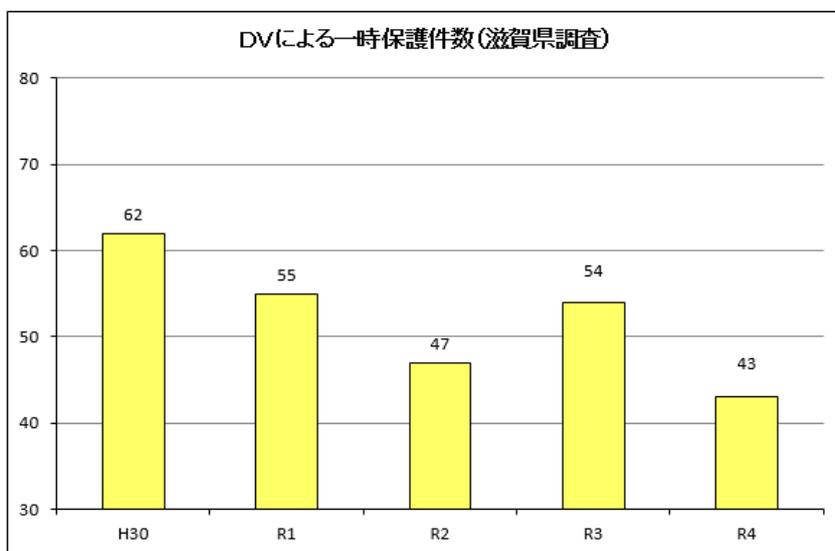


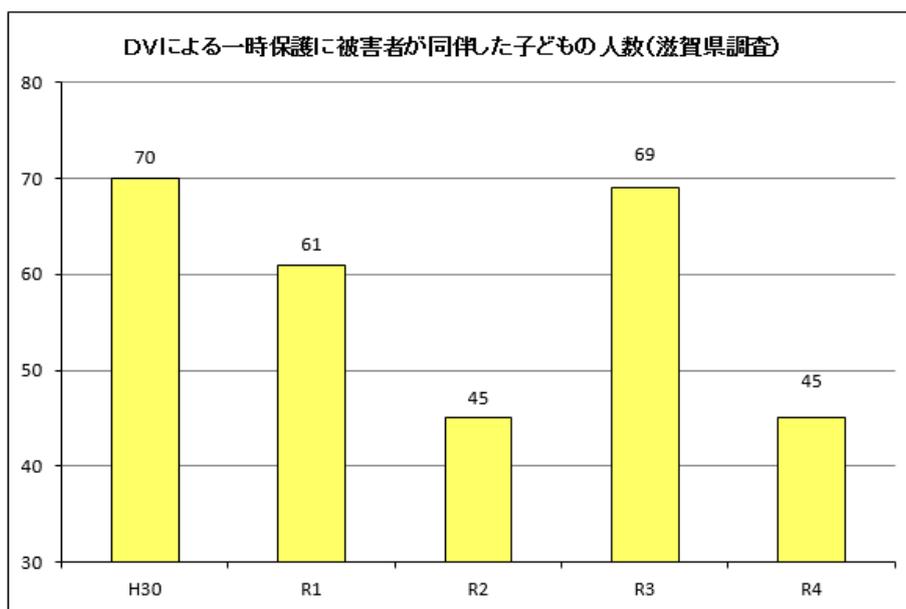
⑦ DVによる一時保護の件数の推移

滋賀県では、一時保護所及び一時保護委託施設により、被害者を保護する体制をとり、被害者の安全確保を図っています。また、一時保護中の支援として、精神面の支援、保護命令や離婚調停等に関する法的支援、住宅の確保等自立のための支援を行っています。

※一時保護所：保護・援助を要する女性を概ね2週間を限度として一時的に保護する施設

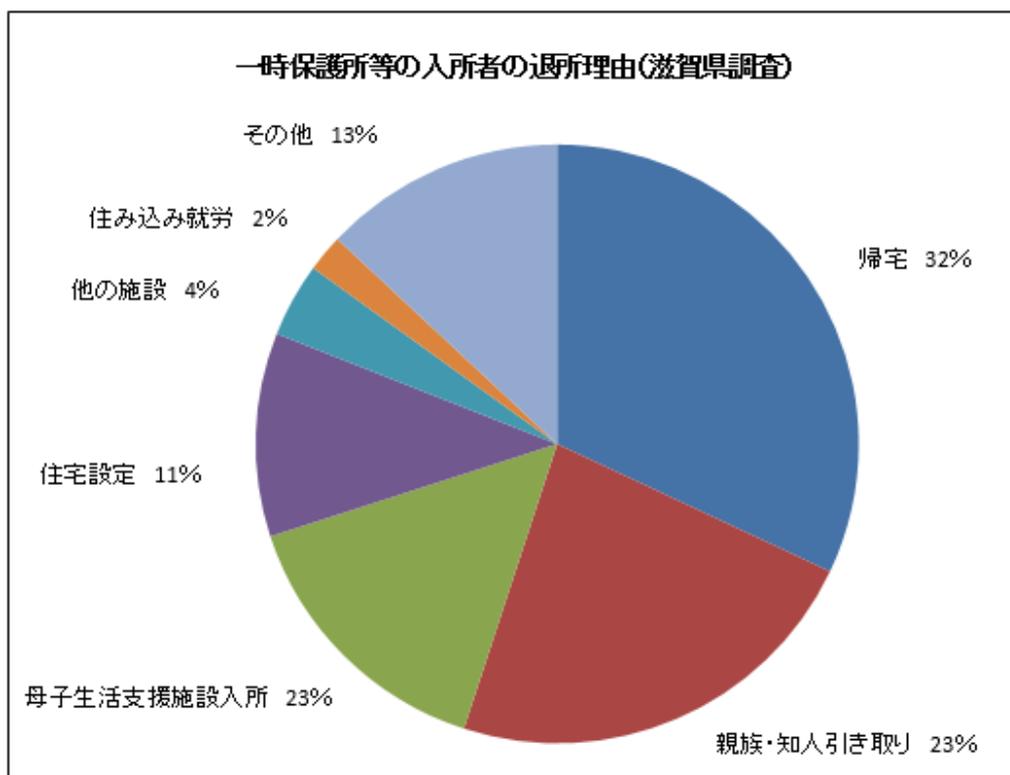
※一時保護委託施設：厚生労働省が一定の基準を満たす施設で、DV被害者を対象に一時保護ができる施設として認め、滋賀県が一時保護業務を委託している施設





⑧ 一時保護所等の入所者の退所理由 (令和2年度滋賀県調査)

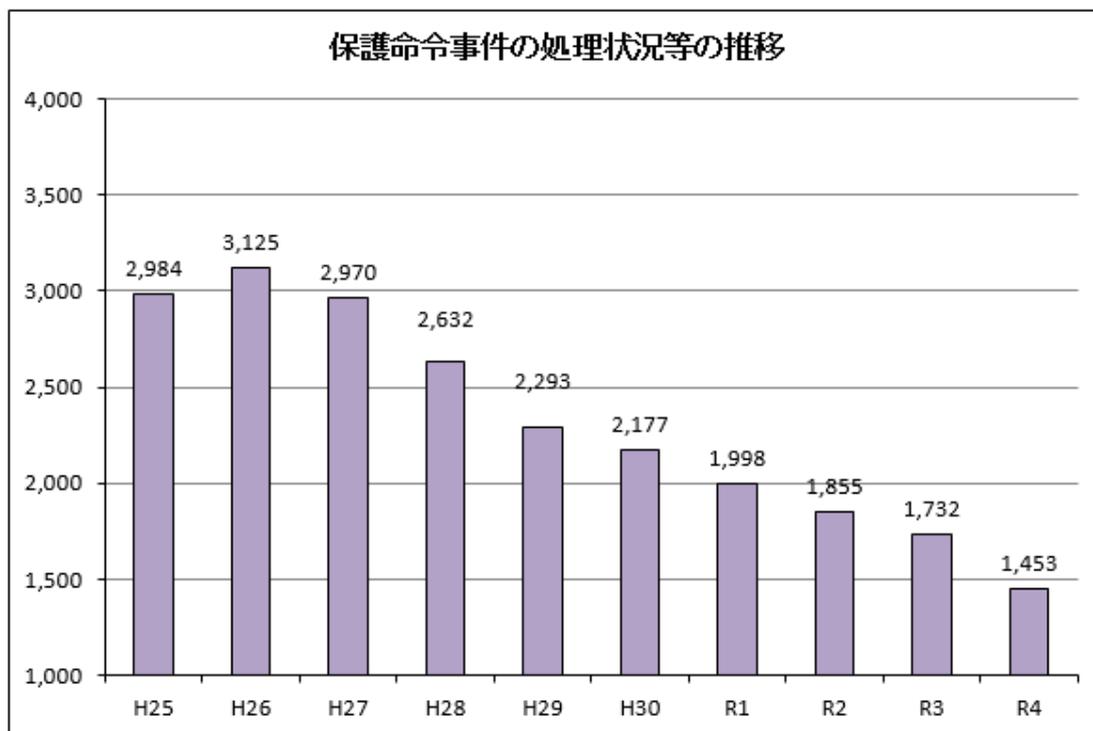
一時保護所等の入所者の退所理由については、帰宅や親族等による引き取りが半数以上を占めています。



⑨ 保護命令事件の処理状況

平成 25 年以降は、26 年をピークに保護命令事件の処理件数は減少傾向にあります。

※処理件数については、認容（保護命令発令）、却下、取下げ等の合計件数となります。



(内閣府 令和 5 年版男女共同参画白書より)

(6) DV・デートDVに関する課題について

① 市民意識調査から考えられる課題

(ア) DV・デートDVに対する認知度

DVの認知度は90%を超えています。令和元年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査結果が82.2%であったことから、ここ数年で認知度がさらに上がっていると考えられます。一方、デートDVの認知度は50%を下回っています。市民一人一人が、DVやデートDVが犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを認識するために、引き続き様々な機会を通じて周知、啓発を行う必要があります。

(イ) DV・デートDVの被害について

DV等の被害実態について、「DVを受けている」、「過去に経験したことがある」と回答した人の割合は男女合わせて4.1%でした。

また、「DVに該当するかどうか分からないが配偶者等からの言動や行動を通じてつらい経験をしたことがある」と回答した方が女性で13.6%、男性で3.4%を占めています。デートDVについては、DVほど割合は高くないものの、相手からの言動や行動を通じてつらい経験をしている人がいること、また、DVと比較して若年層に多いことが分かっています。DVやデートDVに気づいていない潜在的な被害者や若年層にも届く周知啓発が必要であると考えられます。

(ウ) DV・デートDV被害に遭ったときの対応について

DV被害、デートDV被害ともに相手に抗議した人の割合が高かった一方で、特に何もしなかった人もいます。その理由として、「自分さえ我慢すれば何とかやっているとと思ったから」、「相談しても無駄だと思ったから」、「世間体が気になったから」、「どこに相談してよいかわからなかったから」と回答した人の割合が高く、つらい思いを抱え込んで我慢している被害者がいます。DV被害において、男性では特に何もしなかった人の割合が最も高く、その理由として、「相談しても無駄だと思ったから」、「どこに相談してよいかわからなかったから」と回答した人の割合が同率であり、相談支援窓口のより一層の周知が必要と考えられます。

DVは、家庭の中の閉鎖的關係において行われる暴力であり、外部から被害が発見されにくく、潜在化、深刻化しやすい傾向があります。被害意識がない潜在的な被害者、つらい状況を我慢して一人で抱え込んでいる方、子どものことなど様々な要因により相談することや支援を受けることをためらっている方など様々な境遇にある人に届く啓発、また、被害者が声をあげやすい社会環境づくりにつながる啓発がより一層必要となります。

(エ) 相談機関の認知度

令和4年度市民意識調査ではDVやデートDVを受けた時の相談先として、「警察や交番など（110番）」、「大津市役所（男女共同参画センター、子ども家庭課）」の認知度が高くなっていますが、一方で「いずれの相談機関も知らない」と回答した人の割合が約10%であったことから、関係機関と連携し、今後も相談支援窓口の周知を行う必要があります。

(オ) 児童虐待との関連性

令和4年度市民意識調査の中で、児童虐待と感じるものについて、子どもに適切な食事を与えないといった育児放棄や身体的暴力について回答した人は90%を超えている一方、「子どもの前で激しい夫婦げんかをする」と回答した人の割合は58.8%でした。子どもが同居する家庭において、子どもが見ている前で行われる配偶者に対する暴力は、面前DVと呼ばれており、子どもへの心理的虐待にあたります。また、DV被害を受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する暴力を制止できなくなる場合があります。こういったことから、DVが家庭内に及ぼす影響についても啓発を進める必要があると考えられます。

(カ) 加害者等に対する取組について

DVが行われている状況下では、加害者が自らの言動についてDVであることに気付いていない場合やDVであると気付きながら暴力で相手を支配する方法を取っている場合など、様々な状況が考えられます。DVやデートDVを防止するためには、どういった行為がDVやデートDVに当たるのか理解することや、DVやデートDVが相手に与える影響などについて、加害者、被害者を含め、市民の理解が進むよう周知啓発を行うことが必要です。

② 相談や一時保護等の課題

(ア) 相談件数の増加

全国の配偶者暴力相談支援センターのDVの相談件数は、平成28年度は106,367件でしたが、令和2年度に過去最多となり、高水準で推移しています。

また、全国の警察におけるDV相談等の件数も年々増加傾向にあり、令和4年は全体で84,496件となっており、DV防止法施行後最多となっています。また、男性からの相談件数の増加が顕著であり、毎年過去最多を更新しています。DVの被害者の多くは女性であり、DV防止法においても女性に対する暴力に十分配慮したものになっていますが、DVは身体的な暴力だけでなく、精神的な暴力、経済的な暴力なども含まれること、家族の形態も多様化していることなどから、男性の被害者をはじめ、様々な人の相談に対して対応していく必要があると考えられます。

滋賀県配偶者暴力相談支援センターへの相談件数についても、令和4年は1,094件

で過去最多となっています。本市においても、令和元年度には500件を超えており全体的に増加傾向にあります。相談件数が増加する中、被害者一人一人に対して寄り添い、相談支援、安全確保、自立支援に向けて適切に対応していく必要があります。

(イ) 早期発見、通報、緊急対応等

DV防止法では、配偶者等から身体に対する暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めることとなっています。

滋賀県配偶者暴力相談支援センターへの通報件数は平成30年度以降、50件から70件で推移しています。潜在化している被害者を発見し適切な対応をしていくためにも、今後も継続してDV防止法に定める通報について周知する必要があります。

また、DV被害者が受ける様々な心理的影響から、被害者自らが相談等支援を求めることが困難な場合もあることを踏まえ、周りの人が通報や相談機関の情報提供等を通じて被害者をサポートできる環境づくりにつながる周知啓発も重要です。

(ウ) 被害者の一時保護について

本市においても、緊急に保護が必要な被害者について、関係機関と連携を取り、安全確保を図っています。

緊急性の高い被害者からの相談に対して、迅速に保護施設への入所依頼を行う等、被害者の安全確保に努める必要があります。

また、DV被害者の一時保護においては、被害者が子どもを同伴する場合があります。DV被害者の支援と併せて、同伴する子どもへの就学支援等についても、関係機関と連携して対応することが必要です。

(エ) 保護命令制度について

保護命令事件の処理件数は減少傾向にあります。一方で、全国のDVに関する相談内容のうち半数以上が精神的DVを占めていること⁷等を踏まえ、令和6年4月より改正DV防止法が施行されます。

身体に対する暴力を受けた人や生命又は身体に対する加害の告知による脅迫を受けた人は、裁判所に対し保護命令の申立ができますが、今回の法改正により、自由、名誉又は財産に対する加害の告知による脅迫を受けた人も保護命令の申立ができるようになります。

また、保護命令違反に対する厳罰化もなされることから、被害者の安全確保につながるため、今後も制度の周知啓発が必要と考えられます。

⁷ 【精神的DVの割合】

内閣府「令和5年版男女共同参画白書」より、「DV相談+（プラス）」における配偶者からの暴力に係る相談内容のうち63.6%が精神的DVを占めています。

③ 大津市の取組状況と課題

(ア) DV・デートDVに関する周知・啓発

令和4年度市民意識調査結果において、DVやデートDVの被害にあった時、特に何もなかった人については、相談しても無駄だと感じていたり、自分さえ我慢していたらいいと考えている傾向があることから、つらい状況を我慢して一人で悩んでいる人を含め、被害が深刻化、潜在化している被害者に届く啓発、被害者が声をあげやすい社会環境づくりにつながる周知・啓発が必要です。また、相談窓口が分からない人もいることを踏まえた情報の発信も重要です。

(イ) DV相談員の資質の向上

本市では、子ども家庭課及び男女共同参画センターにおいてDVに関する相談に対応しています。男女共同参画センターでは、DVをはじめとした家庭内での悩み、生きづらさに関する相談を行っており、子ども家庭課では、緊急性の高い被害者の一時保護に関する調整、配偶者暴力相談支援センターや母子生活支援施設との調整、児童扶養手当⁸等の制度を通じた支援やその他制度の情報提供を行っています。DV被害者に対しては、自立に向けて長期的な支援が必要となることもあり、DV被害者一人一人の意思や心情に配慮しつつ、適切に対応していくことが必要です。

そのため、滋賀県や関係機関が実施する研修会や学習会へ参加し、相談員の資質向上を図るとともに、相談員の心身の負担を軽減するためのメンタルケアも必要です。

(ウ) DV被害者の情報管理と個人情報の保護

住民基本台帳情報⁹、選挙人名簿の閲覧、市民税等の証明書、国民健康保険証、子どもの学校への問合せ等を通じて、DV被害者の所在地や居場所が加害者等に漏洩しないよう関係所属や関係機関は細心の注意を払い、適切に対応することが必要です。

また、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に関連した被害者情報の制御及びDV被害者への情報周知についても、国の方針に従い、関係機関と連携して対処していく必要があります。

なお、相談を受ける際は、個人情報を守られ、被害者が安心して相談できる環境を整備することも必要です。

⁸ 【児童扶養手当】

児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することで、児童の福祉の増進を図ることを目的とする手当です。

⁹ 【住民基本台帳の閲覧等の制限】

DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者を保護するため、これらの行為の加害者が被害者の住所を探索することを目的として、住民票の写しや戸籍の附票の写しの交付を受けることを制限する制度です。住民基本台帳事務以外にも、健康保険や住民税等の事務においても広く関係しています。

(エ) 庁内における関係所属との連携

DV被害者への対応は、関係所属及び関係機関との連携が重要となっています。子ども家庭課では、課内における母子父子自立支援員や就労支援員との連携により、安全で安定した生活に向けた相談及び支援につなげるとともに、関係所属等との連携により、継続的な見守り体制の構築に努めています。また、被害者の保護等（被害者の自立を支援することを含む。）を行うため、当計画に基づき、庁内連絡会議を設置しており、総合的かつ一体的に取り組を進めるうえで、情報共有、連携した対応を行っています。DV被害者に対して適切な対応を行うためにも、更なる連携体制の強化を図る必要があります。

(オ) 関係機関との連携

DV被害者の早期発見、通報や対応は、市だけでなく、県、警察、医療機関、社会福祉協議会等の関係機関や地域の人権擁護委員や民生委員児童委員と連携して対応することが重要です。本市では、その状況に応じて関係する機関と連携を図り、被害者の把握、相談、安全確保に向けた支援に努めています。

潜在化している被害者を発見し、適切な対応を行うためには、DV防止法による通報の必要性についても周知していくことが重要です。通報するにあたり、被害者本人の意思を尊重する必要がありますが、被害者が通報を拒否した場合でも、被害者が利用できる相談機関を紹介する等、情報提供を行い、被害の深刻化の防止につなげることが大切です。

(カ) 関係所属職員の資質向上

本市では、市民相談室や福祉事務所、すこやか相談所、学校や幼稚園・保育園等において、被害者からの相談を受けた時や心身の異常が見受けられた際には、被害者の早期発見、関係所属との連携といった適切な対応が必要です。

研修会や庁内連絡会議の開催により、DV被害を発見しやすい所属における担当職員への意識付け、学習機会の提供が必要です。

DVに関する相談を受けている所属以外の職員も、DVについて理解を深めることにより二次的被害を防止するとともに、秘密の保持、被害者の情報管理の徹底及び個人情報保護の保護に資する必要があることから、関係所属の職員に対する研修等を通じて資質の向上を図る必要があります。

(キ) DV被害者の子どもへの対応

DVは被害者だけでなく、その子どもについても危害が及ぶ可能性があります。

「児童虐待の防止等に関する法律」において、子どもの目の前で行う配偶者に対する暴力（身体的暴力及び心身に有害な影響を及ぼす言動）も心理的な児童虐待であると定義されていること、配偶者からの暴力が行われている状況は、子どもへの虐待の

制止が困難となる場合があることなどから、DV被害者の保護対策及び児童虐待防止対策の強化を図るため、令和2年4月より改正DV防止法が施行されています。

法改正により、相互に連携、協力すべき関係機関として新たに児童相談所が明記されていることを踏まえ、今後も関係機関と連携し、被害者やその子どもの安全確保や支援を行う必要があります。また、本市では要保護児童対策地域協議会¹⁰を設置し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応等に取り組んでいます。

(ク) DV被害者への支援

DVが発生する背景には、様々な要因が考えられます。若年層や高齢者等、市の窓口においても相談者の年齢層は様々ですが、被害者からの相談を受けた時には、年齢や性別にかかわらず常に深刻な問題をはらんでいる可能性があることを想定して、受け止めていくことが大切です。核家族化や高齢化が進みDVを取り巻く家族の在り方が多様化する中においては、複雑化する課題の解消に向けて、子ども家庭課、男女共同参画センターをはじめ関係所属が適切に連携し、対応することが必要です。

また、DV被害者が安心して生活ができるよう、市や県の支援事業や相談機関の紹介、保護命令制度の利用等に関する助言、各種窓口への同行等、被害者の心身の負担を軽減するために、様々な支援を行うことが重要であり、DVに関する周知啓発、情報提供、相談支援、安全確保、就労支援や住宅確保といった自立支援、こういった被害者にとって切れ目の無い支援を充実させていく必要があります。

(ケ) 本市が受けている相談から考えられる支援のあり方

本市が行う相談において、離婚を考えるきっかけが配偶者からの暴力やハラスメントであることが分かることも多く、これらがDVである可能性や子どもへの影響も含め、被害者が客観的な視点から認識できるような相談支援が求められます。

また、被害者はDVを受けていることにより、気力、思考力が低下していたり、自己肯定感が低下していることもあるため、心理的影響にも配慮した支援が必要です。

¹⁰ 【要保護児童対策地域協議会】

児童福祉法第25条の2に基づく法定協議会であり、児童虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見、適切な保護を図るため、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が適切な連携の下、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、保護及び支援を行うため、協議や調整を行う組織です。

3 基本理念・基本的視点・基本目標

(1) 基本理念

配偶者等からの暴力は、被害者やその子どもの心身に深い傷を残し、社会全体に深刻な影響を及ぼすことから、単なる個人間の問題ではなく、社会全体で取り組まなければならない重要な課題です。

本計画の基本理念を「誰もが安心して暮らせるDVがないまち“大津”」とし、配偶者等を大切にするとともに、配偶者等からの身体的、精神的な暴力が、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを市民一人一人が認識し、DVがない社会の実現を目指します。

誰もが安心して暮らせるDVがないまち“大津”

(2) 基本的視点

本計画を推進するうえで基本的考え方となる3つの基本的視点に立って施策に取り組めます。

1. 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されないという認識に立つこと。
2. 被害者やその家族の立場に立った切れ目の無い支援に努めること。
3. 施策の推進には、国、県等関係機関との連携をより一層深めること。

(3) 基本目標

本市における配偶者等からの暴力対策の課題に取り組むため、目指すべき姿を5つの基本目標に集約し、その目標を実現するための手段として主要施策を設けます。

- | | |
|-------|------------------|
| 基本目標1 | 「DVの防止に向けた啓発の充実」 |
| 基本目標2 | 「相談体制の充実」 |
| 基本目標3 | 「被害者等の安全確保」 |
| 基本目標4 | 「自立支援対策の充実」 |
| 基本目標5 | 「推進体制の整備」 |

4 施策体系

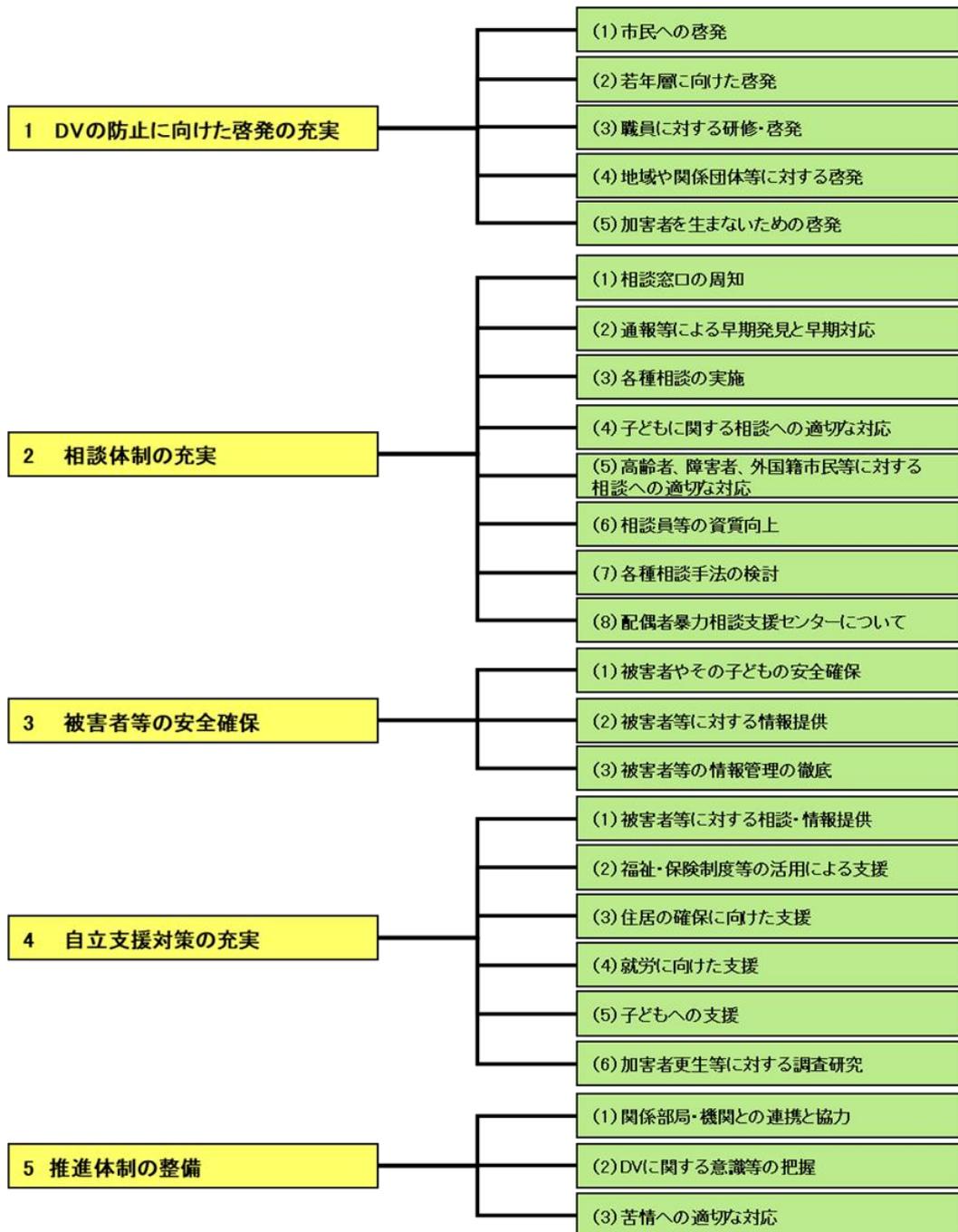
基本理念：誰もが安心して暮らせるDVがないまち“大津”

●基本的視点

1. 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されな
いという認識に立つこと。
2. 被害者やその家族の立場に立った切れ目の無い支援に努めること。
3. 施策の推進には、国、県等関係機関との連携をより一層深めること。

【基本目標】

【主要施策】



(1) 基本目標 1 DVの防止に向けた啓発の充実

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害ですが、家庭内など閉鎖的な関係性の中で発生する機会が多いため、潜在化し、外部から発見されにくく、被害が深刻化しやすい傾向にあります。子どもがいる家庭におけるDVは、子どもへの心理的虐待に該当し、子どもが暴力を見て育つことにより様々な影響が出る場合や、子どもの虐待の制止が困難となる場合があります。

また、市の相談窓口におけるDVに関する相談者の年齢が、若年層から高齢者まで幅広いことから、DVは年齢や性別にかかわらず起こり得ることがわかります。

これらのことから、DVは、個人間の問題のみではなく社会全体の問題であるという認識が必要です。DV防止の観点から、互いの人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有し、DV被害者が声をあげやすい社会環境づくりを進めることが大切です。

また、被害者や加害者を生まないためにも、市民一人一人がDVやデートDVの特性や暴力によって生じる影響について理解することにより、暴力の防止につながるよう、市民や関係団体等に対して周知、啓発を行う必要があります。

併せて、配偶者間だけでなく、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、生活の本拠を共にする交際相手や同性パートナー間で行われる暴力についても周知・啓発を行う必要があります。

デートDVについては、将来にわたってのDVを防止していくためにも、特に若年層に対する啓発、学習機会の提供を推進していくことが重要です。

主要施策	取組内容	主な担当課
(1) 市民への啓発	①ポスター、リーフレット等による啓発 ②広報おおつ等の広報紙や啓発紙を活用した啓発 ③ホームページ、SNS ¹¹ 、各種アプリなど多様な媒体を活用した啓発 ④国による「女性に対する暴力をなくす運動」 ¹² に関する啓発 ⑤DVに関する市民向け人権講座の実施	人権・男女共同参画課

¹¹ 【SNS】

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスです。具体例として LINE、X (旧 Twitter)、Facebook、Instagram などが挙げられます。

¹² 【女性に対する暴力をなくす運動】

国の男女共同参画推進本部により、国際連合が定める「女性に対する暴力撤廃国際日 (11月25日)」を踏まえ、毎年11月12日から25日までの2週間を運動期間と定められています。

主要施策	取 組 内 容	主な担当課
	⑥「大津市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に関する出前講座の実施 ⑦「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の周知	
	⑧啓発書籍、啓発DVDの貸出 ⑨自身の心や身体を守る意識を高める講座の開催	男女共同参画センター
(2) 若年層に向けた啓発	①デートDVに関する啓発ポスター等の作成、周知 ②SNSを活用した周知啓発 ③「若年層の性暴力被害予防月間」 ¹³ 、「女性に対する暴力をなくす運動」などの機会を捉えたデートDVに関する啓発 ④中学生、高校生等を対象としたデートDVに関する出前授業の実施	人権・男女共同参画課 学校教育課
	⑤デートDVに関する啓発書籍、啓発DVDの貸出	男女共同参画センター
	⑥中学校、高校及び大学への出前講座「健康教育」を通じたデートDVに関する啓発 ⑦リーフレット「妊娠SOS滋賀」等を活用した啓発	健康推進課
	⑧各学校におけるデートDV防止に向けた人権教育の推進 ⑨滋賀県作成の「男女共同参画社会づくり副読本」、若年層向けDV防止啓発DVD等を活用したデートDVに関する啓発	学校教育課

¹³ 【若年層の性暴力被害予防月間】

国の男女共同参画局によって、若年層の性被害に関する問題を広報啓発することに適した入学や進学時期である4月が当該月間と定められています。

主要施策	取 組 内 容	主な担当課
(3) 職員に対する 研修・啓発	①庁内連絡会議等における関係所属職員への研修、啓発	人権・男女共同参画課 子ども家庭課
	②庁内連絡会議等におけるDVの防止や被害者の保護等支援施策に関する情報や取組の共有	
	③滋賀県等による研修会への参加促進	
(4) 地域や関係団体等に対する啓発	④教員に対するデートDVに関する学習機会の提供	学校教育課
	⑤保育士、幼稚園教諭、児童クラブ支援員、子ども支援コーディネーター等に対するDVと児童虐待との関連性に関する学習機会の提供	幼保支援課 児童クラブ課 児童生徒支援課
	①人権擁護委員、人権擁護推進員、人権・生涯学習推進員等に対する研修会の開催	人権・男女共同参画課 生涯学習課
(5) 加害者を生まないための啓発	②「要保護児童対策地域協議会」の関係機関を対象とした啓発	子ども・子育て安心課
	③企業内人権啓発研修会を通じた事業所等に対する啓発	商工労働政策課
(5) 加害者を生まないための啓発	①DV、デートDVとなり得る行為、暴力が相手に与える影響などに関する周知啓発の実施	人権・男女共同参画課 生涯学習課
	②DVの未然防止の観点を踏まえた市民に対する人権啓発、人権教育の推進	

(2) 基本目標 2 相談体制の充実

DV被害者については、暴力が日常的になっていて被害意識がない人、加害者に対して様々な心情を持っている人、つらい状況を我慢して一人で抱え込んでいる人、世間体や経済面、子どもへの影響を考え加害者と離れられない人、暴力によって支配されている恐怖心により相手から離れられない人など様々な境遇にあります。被害者はDVを受けていることにより、気力や思考力が低下していたり、自己肯定感が低下していることも考えられる中で、被害者がDVを受けることなく安心して生活していくためには、被害者に生じている心理的影響にも配慮した相談等を通じて、被害者が自身の境遇を認識し、様々な情報を得て、自らの意思のもと、それを活用していくことが大切です。

また、DV被害には長期化、深刻化しているものもあり、被害者やその周りの人がDVに気づいた時に、被害者が一人で悩むことなく、安心して相談できるよう相談窓口を周知するとともに、被害者の立場に立った各種相談を今後も行っていく必要があります。

市民にとって最も身近な市役所の窓口は、DV被害者を発見しやすい立場にあります。顕在化している被害者だけでなく潜在化している被害者を早期に発見し、対応するためには、担当所属だけでなく、関係所属や関係機関の職員もDVに対する意識を持って職務にあたることが大切です。

また、配偶者からの暴力の被害者の多くが女性であることから、DV防止法においても女性に対する暴力に配慮した規定となっていますが、女性被害者やその子どもだけでなく、男性の被害者をはじめ、高齢者、障害者、外国籍市民等の相談に対しても適切に対応していくことが大切です。そのために、相談員や相談業務に携わる職員の資質の向上を図ることが必要です。

併せて、被害者だけでなく、暴力をふるってしまう人からの相談体制についても考慮し、相談手法の検討を行う必要があります。

主要施策	取組内容	主な担当課
(1) 相談窓口の周知	①ポスター、リーフレット等による周知 ②広報おおつ等の広報紙や啓発紙を活用した周知 ③ホームページやSNSを活用した周知 ④公共施設（窓口、トイレなど）におけるDV相談窓口案内等の掲出 ⑤「女性に対する暴力をなくす運動」などの機会を捉えた周知	人権・男女共同参画課 男女共同参画センター

主要施策	取 組 内 容	主な担当課
	⑥国による「DV相談+（プラス）」及び「DV相談ナビ」 ¹⁴ 、滋賀県配偶者暴力相談支援センター等関係機関の相談窓口の周知	男女共同参画センター 子ども家庭課
	⑦母子健康手帳別冊による相談窓口の周知	健康推進課 福祉政策課
	⑧「おおつ健康・福祉相談ホットライン」による相談窓口の情報提供	
(2) 通報等による 早期発見と早期対応	①通報先（警察、配偶者暴力相談支援センター）の周知	人権・男女共同参画課
	②DVやデートDV被害の相談や通報等に対する被害者等への迅速かつ適切な対応	男女共同参画センター 子ども家庭課
	③「要保護児童対策地域協議会」関係機関、保健医療関係者、民生委員児童委員等福祉関係者、子ども支援コーディネーター及び人権擁護委員等との連携推進	子ども・子育て安心課 福祉政策課 児童生徒支援課 人権・男女共同参画課
	④医療機関、医療関係者に対するDVに係る通報等に関する周知啓発	人権・男女共同参画課
	⑤ケースワークを通じた早期発見、早期対応	子ども家庭課 子ども・子育て安心課 障害福祉課 生活福祉課 長寿政策課
	⑥母子健康手帳交付時における家庭状況の聞き取り、家族状況の把握	保健総務課
	⑦大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問事業の実施	子育て総合支援センター

¹⁴ 【DV相談+（プラス）及びDV相談ナビ】

DV相談+（プラス）は、国が行っているDV相談窓口であり、電話のほか、メールやチャットでの相談対応も実施しています。電話、メールは24時間対応で、チャットは多言語に対応しています。DV相談ナビは、全国共通の電話番号「#8008」（はれれば）から相談機関を案内するナビサービスです。発信地等の情報から、最寄の配偶者暴力相談支援センターにつながります。

主要施策	取 組 内 容	主な担当課
	⑧救急隊出動時におけるDV被害者発見時の搬送先医療機関への情報共有	救急高度化推進室
(3) 各種相談の実施	①被害者の立場、心理的影響に配慮した相談の実施	男女共同参画センター 子ども家庭課
	②男女共同参画センターによる面接、電話相談	男女共同参画センター
	③フェミニストカウンセラーによる相談	
	④人権擁護委員による面接、電話相談	人権・男女共同参画課
	⑤女性相談員による相談	子ども家庭課
	⑥母子・父子自立支援員による相談	
	⑦弁護士による法律相談、女性のための法律相談	市民相談室
	⑧子どもの心身への影響に配慮した相談の実施、関係所属、関係機関との連携	子ども家庭課 子ども・子育て安心課
(4) 子どもに関する相談への適切な対応	①学校、幼稚園、保育園等における子どもに関する相談に対する適切な対応、関係所属、学校園との連携	児童生徒支援課 幼保支援課
	②地域のつどいの広場における巡回子育て相談	子育て総合支援センター
	③電話及び来所面接による教育相談の実施	教育支援センター
	④保護者の子育てに関する不安等に対する臨床心理士による相談の実施	少年センター
(5) 高齢者、障害者、外国籍市民等に対する相談への適切な対応	①女性相談員、障害者虐待対応相談員等による適切な連携、対応	子ども家庭課 障害福祉課
	②高齢者向けの相談窓口の周知啓発、相談対応	長寿政策課
	③多言語対応の相談案内リーフレットの周知	M I C E 推進室
	④国際交流員、大津市行政文書翻訳・通訳サポーターの派遣	

主要施策	取 組 内 容	主な担当課
(6) 相談員等の資 質向上	①相談員等に対する研修会や学習機会の 提供 ②滋賀県子ども・青少年局、男女共同参画 センター等関係機関が実施する研修会、 学習会の周知、参加の促進 ③メンタルケア等を通じた相談員の心身 の負担軽減	男女共同参画センター 子ども家庭課
(7) 各種相談手法 の検討	①男性相談等、各種相談手法の検討 ②加害者に対する相談手法の検討	男女共同参画センター
(8) 配偶者暴力相 談支援センターにつ いて	①配偶者暴力相談支援センター設置の必 要性等に関する調査研究	人権・男女共同参画課 男女共同参画センター 子ども家庭課

(3) 基本目標3 被害者等の安全確保

被害者や家族に対する暴力が緊迫している場合は、関係機関や警察との連携を通じて、一時保護等により、被害者やその家族の安全を確保する必要があります。住民基本台帳情報の閲覧制限をはじめ、市税情報、保険・年金関係、就学関係等において、被害者及びその子ども等の情報管理を徹底し、関係所属と情報を共有することが安全を確保するうえで重要です。併せて、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に関連した被害者情報の制御及びDV被害者への情報周知についても、国の方針に従い、関係機関と連携し、適切に対処していく必要があります。

また、令和6年4月より施行される改正DV防止法の考え方を踏まえ、保護命令制度の活用など被害者が利用できる制度の情報提供や制度利用にあたっての助言等、被害者の側に立った支援を行うことが大切です。

主要施策	取組内容	主な担当課
(1) 被害者やその子どもの安全確保	①警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等関係機関との連携による一時保護等の支援	子ども家庭課 子ども・子育て安心課 長寿政策課
	②夜間、休日の緊急保護に係る滋賀県や警察等関係機関との連携 ③市域を越える場合における他都市との連携支援	子ども家庭課
	④「要保護児童対策地域協議会」（代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議）における関係機関との連携による子どもに対する支援	子ども・子育て安心課
	⑤家庭訪問、保育所利用等の相談、乳幼児健診、子どもからの訴え時などにおけるDV、面前DVに関する迅速な通報、情報提供	児童生徒支援課 幼保支援課 保健総務課 健康推進課
	⑥加害者からの避難に伴う転園、転校手続きの円滑な実施	保育幼稚園課 学校教育課

主要施策	取 組 内 容	主な担当課
(2) 被害者等に対する情報提供	①各種福祉制度の情報提供、手続に関する助言及び支援 ②保護命令制度の利用に関する情報提供、手続に関する助言	子ども家庭課 子ども・子育て安心課 長寿政策課
	③福祉事務所等関係所属、裁判所等関係機関への同行支援、書類作成支援	子ども家庭課
(3) 被害者等の情報管理の徹底	①住民基本台帳事務における支援措置に係る事務の迅速かつ適切な執行 ②支援措置申出書受理後の速やかな税関連証明書の交付制限の実施	戸籍住民課 市民税課 資産税課 収納課
	③住民基本台帳情報使用所属における被害者等に関する情報管理の徹底 ④加害者への情報漏洩の防止等適切な事務の執行及び所属内における担当者研修の実施	住民基本台帳情報使用所属
	⑤子どもの転校、転園時等における情報漏洩の防止等適切な管理の徹底	学校教育課 児童生徒支援課 保育幼稚園課 幼保支援課
	⑥社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に関連した被害者情報の制御	人権・男女共同参画課 市民税課 戸籍住民課 障害福祉課 生活福祉課 子ども家庭課 保険年金課 介護保険課 保健予防課 健康推進課

主要施策	取 組 内 容	主な担当課
	⑦DV被害者に対するマイナポータルに係る代理設定に関する情報周知	人権・男女共同参画課 市民税課 戸籍住民課 障害福祉課 生活福祉課 子ども家庭課 保険年金課 介護保険課 保健予防課 健康推進課
	⑧庁内連絡会議、個別ケース会議を通じた情報の共有	庁内連絡会議担当所属

(4) 基本目標 4 自立支援対策の充実

被害者が加害者から離れ、心身の健康を取り戻し、自立して生活していくためには、DV被害により生じている心理的影響にも配慮した様々な支援が必要になってきます。

新たな場所で自立して生活するにあたっては、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学等、複数の問題を同時に抱えることになります。そのため、住宅確保や就労に向けた支援、福祉・保険制度を活用した支援、そして子どもへの支援等を関係所属と関係機関が連携して行うことが大切であり、被害者の心身の状況を理解し、被害者の意思を尊重しながら自立に向けた支援を行う必要があります。

また、加害者の更生に向けた取組については、今後も国の動向を注視しつつ、配偶者暴力加害者プログラム等に関する調査研究を行う必要があります。

主要施策	取組内容	主な担当課
(1) 被害者等に対する相談・情報提供	①母子・父子自立支援員による相談 ②女性相談員による相談 ③自立支援に関する制度全般に係る情報提供、助言	子ども家庭課
	④すこやか相談所、あんしん長寿相談所における心身の健康面等に関する相談	保健総務課 長寿政策課
	⑤被害者の心理的状況等に配慮した相談 ⑥各種支援制度に関する情報提供	男女共同参画センター 戸籍住民課 子ども家庭課 子ども・子育て安心課 保育幼稚園課 生活福祉課 長寿政策課 保険年金課 介護保険課 住宅政策課 学校教育課

主要施策	取 組 内 容	主な担当課
(2) 福祉・保険制度等の活用による支援	①児童扶養手当制度、生活保護制度、生活困窮者自立支援制度等各種福祉制度を活用した支援	子ども家庭課 生活福祉課 福祉政策課
	②国民健康保険証、福祉医療費受給券、母子健康手帳等の発行を通じた各種保険、保健に関する支援	保険年金課 健康推進課
	③心身の健康増進や護身術に関する講座等の実施	男女共同参画センター
(3) 住居の確保に向けた支援	①市営住宅、県営住宅に関する情報提供 ②入居における優遇取扱制度等に関する情報提供 ③特定目的住宅の設置 ④被害者の住宅確保に関する施策の検討	住宅政策課
	⑤母子生活支援施設、女性自立支援施設への入所支援 ⑥広域における対応時の配偶者暴力相談支援センターや他都市との連携	子ども家庭課
(4) 就労に向けた支援	①ハローワークとの適宜適切な連携 ②移動労働相談の実施 ③職業訓練等に関する情報提供	商工労働政策課
	④母子家庭等就業・自立支援センター ¹⁵ における就労相談の実施 ⑤就業支援講習会の開催 ⑥弁護士による養育費等に関する特別相談	子ども家庭課
	⑦就労や自立支援を目的とした講座の実施 ⑧滋賀マザーズジョブステーション ¹⁶ 等就労支援窓口に関する情報提供	男女共同参画センター

¹⁵ 【母子家庭等就業・自立支援センター】

ひとり親家庭の母親の経済的な自立を目的として設置されています。就労支援員が職業安定所と連携を図りながら、相談や就業支援講習会などを通じて就労支援を行っています。

¹⁶ 【滋賀マザーズジョブステーション】

出産や子育て等に伴う退職後に、再就職を希望する女性、仕事と子育ての両立に悩む女性などを支援する就労支援の窓口です。

主要施策	取 組 内 容	主な担当課
(5) 子どもへの支援	①就学指定校の変更等に関する迅速な対応 ②子どもの状況や家庭事情に応じた支援	学校教育課
	③DV被害者の子どもに係る保育所等利用希望申込時における適切な対応	保育幼稚園課
	④入学、転校、入園及び転園時における適切な支援及び関係機関との連携	学校教育課 保育幼稚園課
	⑤「要保護児童対策地域協議会」における要保護児童及び要支援児童への適切な支援	子ども・子育て安心課 児童生徒支援課
	(6) 加害者更生等に対する調査研究	①加害者更生に資する講座の実施及びその他市独自の取組の検討 ②国の配偶者暴力加害者プログラム等に関する調査研究 ③加害者更生プログラム実施団体に関する情報収集

(5) 基本目標 5 推進体制の整備

DV被害者やその子ども等の安全確保、自立に向けた支援を効果的に行うためには、県の配偶者暴力相談支援センター、児童相談所及び警察をはじめとする関係機関と連携して実施することが大切です。

本市では、DVに関する周知啓発、相談支援、安全確保、自立に向けた支援といった被害者への適切な支援を行ううえで、庁内の関係所属における取組や課題等の情報共有、相互連携を図るために、庁内連絡会議を設置しています。

また、県、警察をはじめとする被害者支援関係機関との連携を常に図り、関係性を構築することが必要です。

DVの防止及び被害者の保護等（被害者の自立を支援することを含む。）に関する施策はさまざまな分野にまたがるため、その推進には庁内関係部局の連携が必要です。

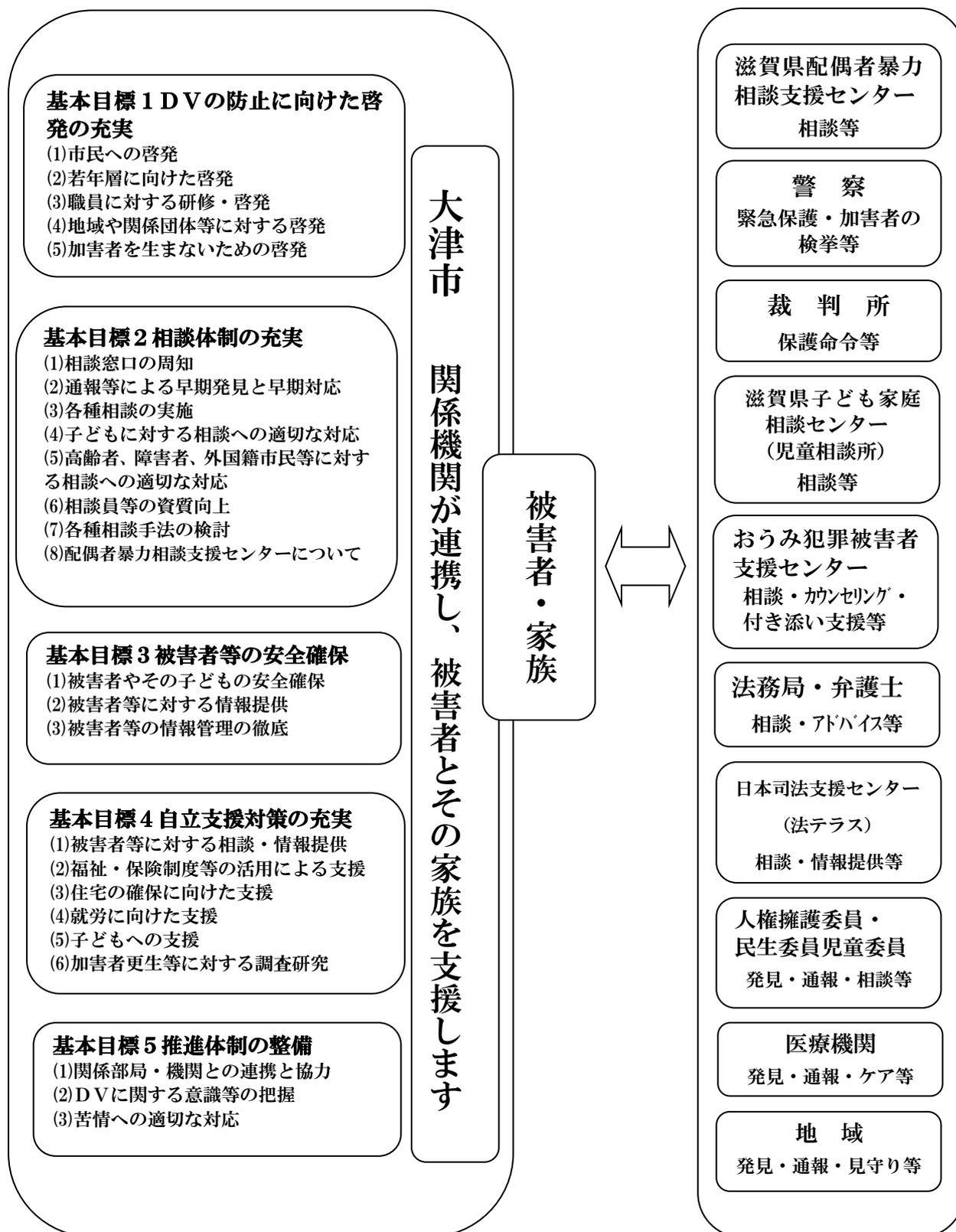
主要施策	取 組 内 容	主な担当課
(1) 関係部局・機関との連携と協力	①庁内連絡会議を通じた所属間の連携、情報共有	人権・男女共同参画課 男女共同参画センター
	②国による「女性に対する暴力をなくす運動」等の機会を捉えた取組の相互連携	
	③相談、情報提供、安全確保、自立支援を通じた被害者支援における関係所属、関係機関との連携、協力	男女共同参画センター 子ども家庭課
	④「滋賀県DV問題対策会議」を通じた関係機関との連携	
	⑤滋賀県による「女性相談担当者研修会」、「DV等対応相談員研修会」等を通じた市町との情報交換及び連携	男女共同参画センター 子ども家庭課
	⑥「要保護児童対策地域協議会」における関係機関との連携推進（代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を通じた関係機関との連携）	

主要施策	取組内容	主な担当課
	⑦福祉事務所等関係所属との連携による支援の推進 ⑧被害者支援関係機関との円滑な連携	人権・男女共同参画課 男女共同参画センター 戸籍住民課 子ども家庭課 子ども・子育て安心課 保育幼稚園課 生活福祉課 保険年金課 住宅政策課 学校教育課
(2) DVに関する意識等の把握	①男女共同参画に関する市民意識調査やDV、デートDVに関する市民意識調査の実施及び調査結果の分析 ②国、県の意識調査結果等の情報収集及び傾向の把握	人権・男女共同参画課
(3) 苦情への適切な対応	①相談窓口等における苦情への迅速かつ適切な対応	関係所属

(注) 34 ページから 48 ページに記載している取組内容については、計画策定時点で予定している各取組内容を記載しています。

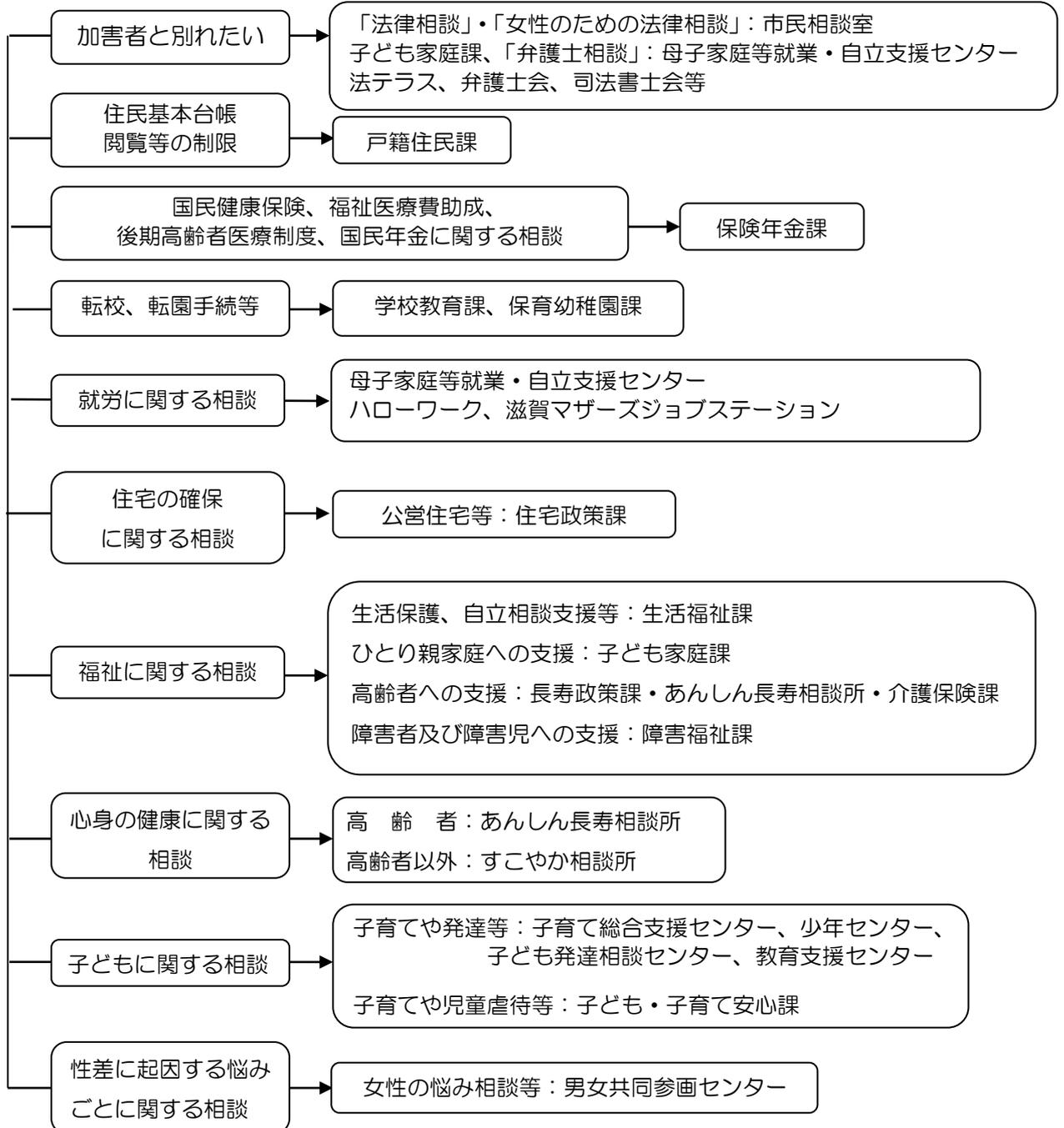
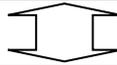
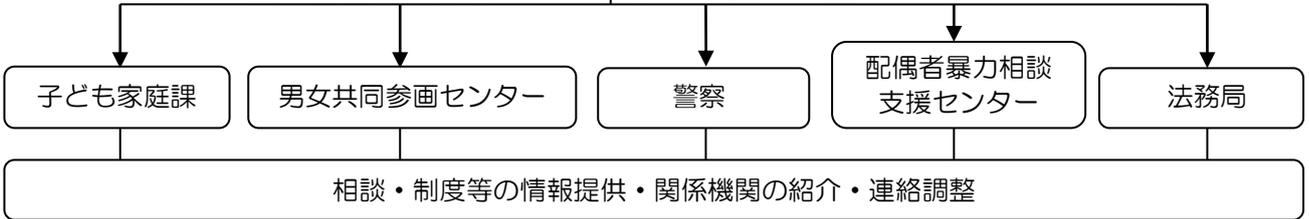
【被害者支援関係機関】

県や警察、医療機関、法務局等関係機関と連携して、DV被害者の支援を行います。



被害者支援フローチャート

DV被害者



5 計画の推進

(1) 計画の推進体制

DVの防止及び被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。）については、市全体で関係部局がそれぞれ担う施策を積極的に推進する必要があることから、大津市男女共同参画推進委員会及び庁内連絡会議において、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。また、被害者への支援を行うに当たっては、国や県等の関係機関との連携が不可欠なことから、情報共有、相互連携を図りながら施策を推進します。

(2) 大津市男女共同参画審議会による調査

男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議することを目的に、大津市男女共同参画審議会（外部委員で構成）を設置しています。計画の取組状況や内容等について報告し、審議会での意見を踏まえ、施策の改善等が必要な場合は当計画に反映していきます。

(3) 計画の推進

DVに係る周知啓発や相談支援をはじめとした被害者への適切な支援を行うため、庁内の関係所属における取組、施策の実施状況を確認し、相互に連携した支援を図るために庁内連絡会議を設置し、計画の推進に取り組みます。

【庁内連絡会議】

	所属名		所属名
1	政策調整部 人権・男女共同参画課	10	福祉部 子ども未来局 保育幼稚園課
2	政策調整部 男女共同参画センター	11	健康保険部 長寿政策課
3	総務部 市民税課	12	健康保険部 保険年金課
4	市民部 自治協働課 市民相談室	13	健康保険部保健所 健康推進課
5	市民部 戸籍住民課	14	健康保険部保健所 保健総務課 地域保健推進室
6	福祉部 福祉政策課	15	都市計画部 住宅政策課
7	福祉部 生活福祉課	16	教育委員会 学校教育課
8	福祉部 子ども未来局 子ども家庭課	17	教育委員会 児童生徒支援課
9	福祉部 子ども未来局 子ども・子育て安心課	18	消防局 警防課 救急高度化推進室

6 資料

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十條)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けてい

る者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同

- じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはしないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはしないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的^{しゅう}羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所

において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(2) 大津市男女共同参画推進条例

平成 23 年 12 月 19 日

条例第 47 号

全ての人々が、一人一人を大切に、多様な価値観や生き方を認め合い、男女が共に支え合う社会を実現することは、私たちの願いである。

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が国際社会における取組とも連動しつつ着実に進められ、平成 11 年には男女共同参画社会基本法が施行された。

本市においては、男女共同参画社会基本法に基づき男女共同参画推進計画を策定し、施策を積極的に推進してきた。また、平成 10 年に市議会において「ひとが輝く男女共同参画都市宣言」が決議され、平成 15 年には「日本女性会議 2003 おおつ」が開催されるなど、男女共同参画に関する気運が醸成されてきた。しかしながら、男女共同参画社会の実現にはまだ多くの課題が残されている。

少子高齢化の進展、経済活動の成熟化等に見られるように、社会経済情勢が急速に変化する中で、豊かで活力ある社会を構築していくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、一層求められている。

これらを踏まえ、豊かな歴史と文化を継承しつつ時代に応じ発展を遂げてきた古都大津において、男女共同参画社会を実現することを目指し、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民等 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)に基づいて推進されなければならない。

- (1) 男女が互いの特性を認め合い、個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野においてそれぞれの個性及び能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

- (2) 社会の制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の施策又は事業者の方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立することができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進に関する国際社会の取組と協調すること。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(以下「推進施策」という。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民等、事業者、国、滋賀県、関係機関等と協力し、及び連携を図るものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めるとともに、市が実施する推進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めるとともに、市が実施する推進施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、性別による差別的取扱い、性的な言動により他人を不快にさせる行為、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える行為その他の性別の違いを背景とした人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、前条に規定する性別の違いを背景とした人権侵害を是認し、又は助長させる表現を用いないよう配慮しなければならない。

(推進計画)

第9条 市長は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画(以下「推進計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、推進計画を定め、又は変更しようとするときは、市民等及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第18条に定める審議会の意見を聴くものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 10 条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮しなければならない。

(推進体制の整備)

第 11 条 市は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、体制の整備を図るものとする。

(広報啓発)

第 12 条 市は、男女共同参画の推進に関する市民等及び事業者の理解を深めるよう、広報及び啓発活動を行うものとする。

(活動に対する支援)

第 13 条 市は、市民等及び事業者の男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第 14 条 市長は、毎年、推進施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(調査研究等)

第 15 条 市は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な調査研究及び情報収集に努めるものとする。

(相談への対応)

第 16 条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められることに関し、市民等及び事業者から相談があったときは、関係機関と連携し、適切に対応するものとする。

(苦情の申出に対する措置)

第 17 条 市長は、市が実施する推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等又は事業者から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、次条に定める審議会の意見を聴くことができる。

(男女共同参画審議会)

第 18 条 男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議するため、大津市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 推進計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 市民等及び事業者から申出のあった苦情に係る措置に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し市長が必要と認めること。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者

- (2) 市長が行う委員の公募に応募した市民
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者
- 6 前項第2号の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき又は適任者がなかったときは、公募によらず、市民のうちから委員を委嘱することができる。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、再任されることができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条の規定は、規則で定める日(平成24年2月20日—平成24年規則第8号)から施行する。

(3) 大津市男女共同参画審議会の組織及び運営に関する規則

平成 24 年 2 月 15 日

規則第 10 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大津市男女共同参画推進条例(平成 23 年条例第 47 号。以下「条例」という。)第 18 条第 9 項の規定に基づき、大津市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員構成)

第 3 条 条例第 18 条第 5 項及び第 6 項の規定により委嘱する委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

(会議)

第 4 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 5 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第 6 条 会長は、特定の事項を調査審議するため、必要があると認めるときは、審議会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

3 専門委員会に委員長を置き、専門委員会の委員の互選により定める。

4 前 2 条の規定は、専門委員会の会議について準用する。この場合において、「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、政策調整部人権・男女共同参画課において処理する。

(平 24 規則 25・一部改正)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年2月20日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第25号)抄
(施行期日等)

第1条 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

第6期大津市男女共同参画審議会委員名簿
(任期:令和4年4月1日から令和6年3月31日まで)

区分	氏 名	所属・職	備 考
1号	平松 紀代子	滋賀大学教育学部 准教授	会長
1号	渡辺 めぐみ	龍谷大学社会学部社会学科 教授	
2号	高野 真由	公募委員	
2号	中村 陸	公募委員	
3号	木下 康代	滋賀弁護士会	
3号	安達 明宏	大津市人権擁護委員の会	
3号	音野 潤子	大津男女共同参画推進団体連絡協議会	副会長
3号	矢口 睦美	おうみ犯罪被害者支援センター	
3号	伊東 豊	大津市民生委員児童委員協議会連合会	
3号	長野 玲子	大津市地域女性団体連合会	
3号	遠藤 康樹	大津地区労働者福祉協議会	
3号	中森 藤雄	大津市自治連合会	
3号	宮本 一幸	ファザーリングジャパン滋賀	
3号	横野 康子	大津商工会議所	

(4) 大津市男女共同参画推進委員会設置規則

平成 27 年 4 月 1 日

規則第 61 号

改正 平成 28 年 12 月 22 日規則第 111 号

平成 29 年 4 月 1 日規則第 56 号

平成 30 年 4 月 1 日規則第 30 号

平成 31 年 4 月 1 日規則第 33 号

令和 2 年 4 月 1 日規則第 37 号

令和 4 年 4 月 1 日規則第 33 号

(設置)

第 1 条 大津市男女共同参画推進条例(平成 23 年条例第 47 号)第 4 条第 1 項に規定する推進施策(以下単に「推進施策」という。)を総合的かつ計画的に実施するため、大津市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務(以下「所掌事務」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 推進施策の企画に関すること。
- (2) 推進施策に係る関係部局との連絡調整に関すること。
- (3) その他推進施策の実施について必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長
 - (2) 副委員長
 - (3) 委員
- 2 委員長は、主管の副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、政策調整部長の職にある者をもって充て、及び教育部長の職にある者に対し市長が委嘱する。
- 4 委員は、別表第 1 委員の欄に掲げる職にある者をもって充て、及び別表第 2 委員の欄に掲げる職にある者(当該職にある者が 2 人以上いるときは、それらの者のうちの 1 人とする。)に対し市長が委嘱する。

(平 28 規則 111・令 2 規則 37・令 4 規則 33・一部改正)

(職務)

第 4 条 委員長は、市長の命を受けて、委員会の事務を総括するとともに、委員を指揮監督する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。
- 3 委員は、委員長の命を受けて、所掌事務を処理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会は、所掌事務を円滑に処理するため、必要に応じて専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会の委員は、職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を総括する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策調整部人権・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年12月22日規則第111号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年4月1日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年4月1日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年4月1日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年4月1日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年4月1日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(平29規則56・平31規則33・令2規則37・令4規則33・一部改正)

部局	委員
政策調整部	政策調整部次長
総務部	総務部次長
市民部	総務部次長

福祉部	福祉部次長
健康保険部	健康保険部次長
産業観光部	産業観光部次長
環境部	環境部次長
都市計画部	都市計画部次長
建設部	建設部次長

別表第2(第3条関係)

(平30規則30・平31規則33・令2規則37・一部改正)

部局等	委員
企業局	企業総務部企業総務長
教育委員会	教育部次長
消防局	消防局次長